

3 同業組合

一 匿名営業組合の契約書

明治三十年

明治参拾年老日玖日公証人矢野方舟役場ニ於テ黒木高夫ノ立会ヲ以テ左ノ契約ヲ締結ス第老守田治兵衛後見人竹中浅次郎ハ其本人ニ於テ従来売薬製剤ヲ業務トセシ処今回該製剤中ノ宝丹販売ヲ拡張スルニ付其営業資本ニ対シ蛭谷久一中尾久吉安田竹次郎ノ参名ニ於テ出資ヲ為シ而シテ該営業ヨリ生スル利益ノ分配ヲ受クルノ目的ヲ以テ匿名組合ヲ組織シ以下ノ約款ヲ定メ名目格守履行人可キ事

第一条 本組合ハ守田兵衛ノ製剤ニ係ル宝丹ヲ販売スルヲ以テ目的トス

第二条 本組合ノ存続期間ヲ本日ヨリ向フ滿拾ケ年ト定

ム可キ事

第三条 本組合ノ営業所ハ營業者及ヒ匿名員ノ協議ヲ經タル上決定ス可キ事

第四条 本組合匿名員ノ出資ハ一定セシテ拡張スルニ從ヒ各組合員協定ノ上出資スベキ事

第五条 本組合營業ノ期間中ニ於テ營業者

(富山)

全県婦負郡四方町大字四方町貳千貳百四

拾六番地平民売薬商

匿名者 蛭谷久一

安政元年五月生

奈良県南葛城郡御所町参百貳拾六番屋敷

平民売薬商

右代理兼匿名者

中尾久吉

明治五年貳月生

全県高市郡船倉村大字藤井七番屋敷

平民売薬商

匿名者 安田竹次郎

四拾八年

大阪府大阪市西区松島町壹丁目百壹番
平民宅職業 屋敷

立会人 黒木高夫

貳拾参年

右守田治兵衛ノ後見人竹中浅治郎ハ蛭谷久一ノ委任状
ヲ所持シテ其代理ヲ兼ネタル中尾久吉及安田竹次郎ト

共ニ明治参拾漆(以下欠字)

第漆千陸陌拾参号

匿名営業組合ニ関スル契約証書正本

富山県富山市千石町百七拾参番地

平民売薬製造業

営業者 守田治兵衛

明治参拾老年参月生

右全番地平民売薬商

右守田治兵衛後見人

竹中浅次郎

(安田竹治郎氏蔵)

二 模範行商人選定委員会規則

明治三十四年

模範行商人選定委員会規則

第一条 凡ソ本会ニ於テ模範行商人トシテ選定セントス

ルニハ左ノ資格ヲ具備スルモノタル事ヲ要ス

一 同一同盟会員ニ五ヶ年以上付随^(マ)勤続セルモノ

二 品行方正職務勉勵ニシテ克ク節義ヲ重ンシ衆ニ援

スルモノ

第二条 選賞ノ種別及ヒ其方法

甲種 褒状并ニ金品ヲ贈与シ永久ニ其待遇ヲ継続ス但

前条ノ資格ヲ欠クニ至リタルキハ其待遇ヲ停止ス

乙種 褒状并ニ金品ヲ贈与ス

丙種 褒状ヲ贈与ス

第三条 選定委員会ハ毎年一回之ヲ開クモノトス

第四条 選定委員会ノ協議事項ハ審査録ニ之ヲ記シ幹事

長ニ薦告ス

第五条 前条ノ薦告ヲ受ケタル幹事長ハ次ノ通常總會ニ

其贈与式ヲ行フモノトス

(株式会社三光丸本店蔵)

第六条 選定セラレタル行商人ハ贈与式ノアルヘキ該年ノ通常總會ニ出席シ模範行商人トシテ特別席ニ列スルノ名譽ヲ有ス

第七条 選定委員會ハ詮衡協議ニヨリ相定ム協議調ハサルモノハ自然撤案トス

第八条 全盟會員ニシテ第二条ノ資格ヲ有スル行商人アリト認ムルトキハ資格表ヲ作成シ選定委員會ニ提案スルノ義務ヲ有ス

第九条 同一行商人ニ対スル選賞ハ毎年之ヲ統行スルモ妨ケナシ

第一〇条 選定委員會ノ選賞ニ要スヘキ費用ハ当分ノ内製劑者ノ寄付ヲ以テ之ニ充ツ

但他ヨリ寄付申込アルトキハ之ヲ採納ス

第一条 選定委員會開会ノトキハ其開議ニ先チ製劑者ヨリ該年ニ寄付セントスル金品ノ寄付目錄ヲ提出スルモノトス

第一二条 選賞ハ前条ノ寄付目錄ノ範圍ニ於テ之ヲ行フ

三 大和売薬同業組合定款

大正三年

明治四十四年二月廿一日組合發起認可 (奈良県知事)

明治四十四年三月十八日組合地区追加認可 (奈良県知事)

明治四十四年八月十五日組合設置認可 (農商務大臣)

大正三年十月二十六日定款變更認可 (奈良県知事)
(磯城郡編入)

第一条 本組合ハ明治三十三年法律第三十五号重要物産

同業組合法ニ依リ之ヲ組織ス

第二条 本組合ハ大和売薬同業組合ト称ス

第三条 本組合事務所ハ南葛城郡御所町ニ置ク

第四条 本組合ノ地区ハ奈良県下(南葛城・北葛城)ノ四郡トス

第五条 本組合ハ左ノ同業者ヲ以テ組織ス

一 売薬製造營業者

一 売薬請売營業者

第六条 本組合ハ組合員共同一致シテ營業上ノ弊害ヲ矯

正シ、其利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス

3 同業組合

第七條 本組合ノ業務概目左ノ如シ

- 一 製造薬品ノ粗製濫造並ニ濫売ヲ矯正シ原料及製剤ノ検査ヲ行フコト
- 二 他府県ノ売薬同業組合ト気脈ヲ通シ联合会ヲ組織スルコト
- 三 業務上ノ利害得失ニ関スル事項ヲ調査スルコト
- 四 業務上ニ関シ官庁公署又ハ法律ヲ以テ組織シタル議會ニ請願若クハ建議ヲ為シ又諮問アリタルトキハ之カ答申ヲナスコト
- 五 海外諸国ニ売薬ノ輸出ヲ奨励シ販路ノ拡張ヲ図ルコト
- 六 標章ノ専有登録ヲ受ケ組合員ノ販売スル商品ヲ保護スルコト
- 七 組合員ニ於テ使役スル行商人、傭人並ニ組合員ノ製品ヲ販売スル行商人ノ風儀ヲ矯正シ信用ヲ保全シ且ツ智識ヲ増進スルタメ取締及保護ヲナスコト
- 八 営業上不正ノ行為者ヲ処分スルコト
- 九 大和売薬ノ改良發達上有益ト認ムル事業ノ保護奨

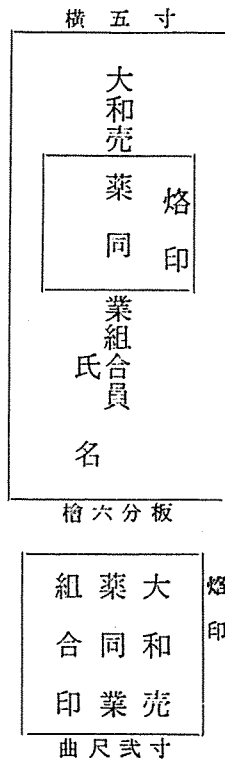
励ヲ為スコト

- 一〇 内外有名ノ売薬ヲ蒐集シ模範品トシテ組合員ノ研究資料ニ供スルコト
 - 一一 業務上ノ統計ヲ整備シ組合員ノ参考ニ供スルコト
 - 一二 業務上ニ関シ紛議ヲ生シタルトキハ之カ仲裁判斷若クハ調停ヲ為スコト
 - 一三 前各号ノ外本組合ノ目的ヲ遂行スルニ必要ナル事項
- 第八條 本組合ハ組合員全般ニ対スル通知ハ定款ニ特別ノ規定アルモノノ外ハ普通郵便ヲ以テ之ヲナスモノトス
- 第九條 定款又ハ業務執行ニ関スル規定ハ代議員会ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム
- 第五章 加入及脱退ニ関スル規定
- 第一〇條 本組合地区内ニ於テ売薬営業ヲナスモノハ製造營業者ニ在リテハ住所氏名、營業免許ノ年月日並ニ方名、売薬營業者ニアリテハ住所氏名、売薬營業ノ

(製造業者ノ住所氏名ヲモ記載スヘシ)年月日並ニ方名ヲ記シ各書面ヲ以テ事

務所ニ届出テ組合員章標ヲ受クヘシ兼業及支分工場等亦同シ但シ新タニ加入スルモノハ章標料トシテ金五拾錢ヲ納付スヘシ

章標雛形
縦一尺



第一条 前条章標ハ門戸ノ見易キ箇所ニ掲出スヘシ

第一二条 組合員ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其旨

組長ニ届出ツヘシ

一 廃業其他ノ事故ニヨリ組合ヲ脱退シタルトキ

二 氏名ヲ改称シタルトキ

三 相続シタルトキ

四 住所又ハ營業所ヲ移転シタルトキ

五 水火盜難其他ノ事故ニヨリ組合員章標ヲ亡失シタルトキ

ルトキ

前項第一号ノ場合ニ於テハ組合員ハ其章標ヲ組長ニ還

付スヘシ

第一項第二号第三号ノ場合ニ於テハ組合員ハ其章標ノ

書替ヲ組長ニ請求スヘシ

第一項第五号ノ場合ニ於テハ組合員ハ章標再下付ヲ組

長ニ請求スヘシ

第一三条 前条第三項第四項ノ場合ニ於テハ手数料トシ

テ組合員章標書替又ハ再下付各一件ニ付金拾錢ヲ徴収

ス

第一四条 脱退者ハ既納経費ノ還付並ニ組合財産ノ分配

ヲ請求スルコトヲ得ス

第六章 組合員ノ權利義務

第一五条 組合員ハ業務ニ関シ本組合ニ建議スルコトヲ

得

第一六条 組合員ハ本組合ノ議決ノ執行ヲ拒ムコトヲ得

ス

第一七条 組合員ハ本組合ノ経費ヲ負担スル義務アルモ

ノトス

3 同業組合

第一八条 組合員ハ組合員ノ營業ヲ妨害シ又ハ信用ヲ毀損スル等ノ行為アルヘカラス

第一九条 組合員ニシテ売薬請売營業ヲナスモノハ左ノ項目ニ該当スル行為アルヘカラス但シ同業者間ノ商取引ハ此限リニアラス

一 売薬ノ定価ヲ減額シ販売スルコト

一 売薬ニ添物ヲナシ販売スルコト

第二〇条 売薬製造業者ニシテ自己ノ製造売薬ヲ店頭ニ於テ小売ヲナス場合ハ前条ノ規定ヲ準用ス

第二一条 組合員ハ正当ノ事由ナクシテ營業上ニ関シ本組合ヨリ派遣スル役員又ハ職員ノ臨検ヲ拒ムコトヲ得ス

第二二条 組合員ハ營業上ニ関シ本組合ヨリ召喚シタルトキハ正当ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二三条 組合員ハ本組合設立後ニ於テ同業者ノ營業ニ係ルモノト同一方名ヲ付スコトヲ得ス

第二四条 組合員ハ毎年一月三十一日限り前年中ニ属スル製造薬ノ個数並ニ定価格ヲ組合事務所ヘ届出ツヘシ

第二五条 組合員行商人傭人ヲ使役スル場合他ノ組合員

カ現ニ使役中ノモノハ其組合員ノ承諾ヲ經ルニアラサレハ使役スルコトヲ得サルモノトス但此場合ニ於テ照会ヲ受ケタル組合員ハ正当ノ事由ナクシテ其承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

第一六条 組合員ハ左ノ各号ニ該当スルモノニ対シ本組合ノ定款及定款執行細則中行商人傭人ニ関スル規定ヲ遵守セシムル義務アルモノトス

一 組合員ノ使役スル行商人

二 組合員ノ製品ヲ販売スル行商人

三 組合員ノ營業場ニ使役スル傭人

第二七条 組合員ハ他ノ組合員又ハ組合員以外ノモノトノ間ニ於テ營業上ニ関シ紛議ヲ生シタルトキハ本組合ノ調停又ハ仲裁判断ヲ請フコトヲ得

第七章 役員、職員ノ資格、権限及其選任ニ関スル規程

第二八条 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

一 組長 一名

一 副組長 二名

一 評議員 八名

第二九条 組長、副組長、評議員ハ代議員会ニ於テ本組

合員中ヨリ之ヲ選挙ス

第三〇条 役員ノ任期ハ就任認可ノ翌日ヨリ三箇年トス

但再選ヲ妨ケス

定員ノ増加ニヨリ新タニ就任シタル役員ノ任期ハ補充

任期ノ例ニ依ルモノトス

第三一条 役員ニ欠員ヲ生シタルトキ評議員会ニ於テ必

要ト認メサル場合ハ次回ノ代議員会開会ノ日迄之ヲ延

期シ必要ト認ムルトキハ直ニ補充選挙ヲ行フモノトス

補充員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第三二条 役員ノ選挙ハ投票ヲ以テシ有効投票ノ多数ヲ

得タル者ヲ以テ其当選トス

若シ投票同数ナルトキハ年長者ヲ採リ尚同年月日ナル

トキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム但シ代議員会ノ議決ニヨリ

投票ヲ用スシテ指名推選ヲ為スコトアルヘシ

第三三条 左ニ掲クル事項ノ一ニ該当スルモノハ役員ニ

選挙セラルルコトヲ得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ処セラレ又ハ信用及業務ニ対スル

罪ヲ犯シテ刑ニ処セラレ其執行ヲ終リタル後三ヶ年

ヲ経サル者及刑ノ執行猶予中ノ者

二 復権セサル破産者及家資分散者

三 本組合ニ於テ五拾円以上ノ違約処分ヲ受ケ満二箇

年経サル者又ハ拾円以上ノ違約処分ヲ受ケ満一箇年

ヲ経サル者

四 未成年者、女子、禁治産者及準禁治産者

五 本組合地区内ニ於テ売薬ニ関スル営業ニ従事シ満

一箇年ヲ経サル者但家督相続人ハ此限ニアラス

第三四条 役員ニシテ前条ノ各号ニ該当セシ場合ハ自ラ

其職ヲ失フモノトス

第三五条 組長ハ組合ニ関スル一切ノ事務ヲ総理シ外部

ニ対シ組合ヲ代表ス

副組長ハ組長ヲ補佐シ組長故障アルトキハ其職務ヲ代

理ス但シ此場合ニ於テ二名ノ内年長者ヲ採リ同年月日

ナルトキハ抽籤ヲ以テ之レカ順次ヲ定ム

3 同業組合

第三六条 評議員ハ組長ノ諮問ニ応シ及ヒ業務施行ノ状
況ヲ監査ス

第三七条 組長、副組長共ニ故障アルトキハ評議員其職
務ヲ代理ス但此場合ニ於テハ代議員会ニ於テ八名ノ内
予メ之レカ順次ヲ定ム

第三八条 評議員会ハ組長ニ於テ必要ト認メタルトキ又
ハ評議員三分ノ一以上ヨリ会議ノ目的ヲ示シ請求アリ
タルトキ之ヲ開キ其日時場所等ハ開會期日三日前ニ通
知スルモノトス但緊急ヲ要スル場合ハ通知期間ヲ短縮
スルコトヲ得

第三九条 評議員会ノ議長ハ組長之ニ当リ組長故障アル
トキハ副組長之ヲ代理ス(此場合ニ於テハ第三五条但書ヲ
準用ス)組長副組長共ニ故障アルトキハ出席評議員中
ヨリ之ヲ互選ス

第四〇条 評議員会ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ
一 總會及代議員会ニ提出スヘキ議案調査ノ件
組合経費予算支出流用ニ関スル件
一 組長ノ諮問ニ関スル件

第四一条 役員及職員ハ評議員会ニ参与シ議題ヲ説明シ
又ハ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第四二条 第六二条乃至第六六条(第六三条但書ヲ除ク)ノ規定ハ評
議員ニ之レヲ準用ス

第四三条 役員任期滿了其他ノ事由ニ依リ退職シタルト
キハ後任者就職スルニ至ル迄尚其職務ヲ行フモノトス
但第一二条第一項第一号及第三三条ニ該当スルトキハ
此限りニアラス

第四四条 役員ニ当選シタルモノハ任期中正当ノ事由ナ
クシテ之レヲ辞スルコトヲ得ス但シ事由ノ当否ハ代議
員会ノ議決スル処ニ依ル

第四五条 組合ニ左ノ職員ヲ置ク

- 一 事務長 一名
- 一 事務員 若干名

- 一 技師 一名
- 一 監査員 若干名
内専務一名トシ他ハ評議員事務員中ヨリ兼務ス

第四六条 事務員ハ組長ノ指揮ヲ受ケ一切ノ事務ニ従事
ス

第四七条 技師ハ組長ノ指揮ヲ受ケ藥品及製品ノ分析檢

査ヲナス

第四八条 監査員ハ製造品原料ノ正否ヲ検査ス

第四九条 第四五条ノ職員ハ組長之ヲ任免ス

第五〇条 役員並ニ職員ハ代議員ヲ兼ヌルコトヲ得ス

第五一条 組合ハ必要ニ応シ評議會ノ諮詢ヲ經テ顧問ヲ

推薦スルコトヲ得

第八章 代議員会ニ関スル規程

第五二条 代議員ノ選挙ハ組長之ヲ管理シ組合員中ヨリ

之ヲ互選ス

第五三条 代議員ハ十八名ヲ以テ定員トス

第五四条 代議員ノ任期ハ三箇年トス

第五五条 代議員会ノ議決スヘキ事項ノ概目左ノ如シ

一 組合経費ノ収支予算並ニ経費賦課徴収方法ノ件

一 組合経費収支決算及事業報告認定ノ件

一 定款変更ニ関スル件

一 官庁ノ諮問ニ対スル答申ノ件

一 業務執行ニ関スル諸規定ノ制定変更ニ関スル件

一 其他本定款ニ規程セル事件並ニ組合ニ於テ必要ト

認メタル事項

第五六条 代議員会ハ定款其他ノ規定ニ依リ其職權ニ属

スル役員又ハ委員ノ選挙ヲ行フヘシ

第五七条 代議員会ハ組長之ヲ招集ス若シ代議員三分ノ

一以上ヨリ其目的及事由ヲ示シ招集ノ請求アリタルト

キハ必ス之ヲ招集スルモノトス

代議員会招集並ニ会議ノ事件ヲ告知スルハ急施ヲ要ス

ル場合ヲ除クノ外少ナクモ開会五日前タルヘシ

第五八条 代議員会ヲ別チテ通常会臨時会ノ二種トス

通常会ハ毎年十二月中ニ之ヲ開キ臨時会ハ臨時必要ア

ルトキ之ヲ開ク

第五九条 代議員会ハ議長一名副議長一名ヲ互選スヘシ

第六〇条 議長ハ議事ヲ整理シ其秩序ヲ保持ス

第六一条 議長故障アルトキハ副議長之ニ代リ議長、副

議長共ニ故障アルトキハ出席議員中ノ年長者ヲ以テ之

ニ充テ若シ同年月日ナルトキハ抽籤ヲ以テ定ム

第六二条 代議員会ノ議案ハ組長之ヲ提出ス

第六三條 代議員会ハ議員半数以上出席スルニ非ラサレ

ハ決議スルコトヲ得ス但シ同一ノ議事ニ就キ招集再会

ニ至ルモ尚半数ニ滿タサルトキハ議員三分ノ一以上ノ

出席ヲ以テ議決スルコトヲ得

第六四條 會議ノ議決ハ出席議員ノ過半数ノ同意ヲ以テ

之ヲ定ム可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第六五條 代議員ハ代議員会ノ議事ニシテ自己ノ一身上

ニ関スル事件ニ付テハ其議事ニ参与スルコトヲ得ス但

シ代議員ノ議決ニ依リ單ニ事實ヲ陳述セシムルハ此限

ニアラス

第六六條 代議員会ノ會議ノ手續及役員委員ノ選舉ニ関

シ本定款ニ規定ナキモノハ代議員会ニ於テ別ニ之ヲ定

ムルコトヲ得

第六七條ノ一 第三〇條第二項、第三一條、第三二條、

第三三條、第三四條、第四四條ノ規定ハ代議員ニ之ヲ

準用ス

第六七條ノ二 第四一條ノ規定ハ代議員会ニ之ヲ準用ス

第九章 會計ニ関スル規程

第六八條 組合ハ一切ノ收入ヲ歲入トシ一切ノ經費ヲ歲

出トシ歲入歲出ハ之ヲ經費予算ニ編入ス

第六九條 組合ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ初マリ翌年

三月三十一日ニ終ル會計年度所屬ノ出納ハ其年度終了

後二箇月限トシ出納閉鎖後ノ収支ハ現年度ノ歲入出ト

ナスヘシ

第七〇條 歲入ハ財産收入、雜收入ヲ以テ之ニ充テ不足

ヲ生スルトキハ組合員ニ賦課徴収ス其賦課徴収課目左

ノ如シ

一 売薬製造營業割

一 同上請売營業割

一 營業免許方數割

第七一條 組長ハ會計年度前ニ組合會計ニ屬スル經費収

支予算並ニ徴収法ヲ法律ニ規定セル期間ニ差支ヘサル

範圍ニ於テ編製シ評議員会ニ諮問シタル上代議員会ニ

提出スヘシ

第七二條 代議員会ニ於テ前條ノ議決ヲ終リタルトキハ

組長ハ直ニ監督官庁ニ認可申請ノ手續ヲナスヘシ

第七三條 経費収支予算ハ会計年度経過後ニ於テ更正又

ハ追加スルコトヲ得ス

第七四條 経費収支予算ノ各款ノ金額ハ流用スルコトヲ

得ス但同一款内項目ノ金額ニ限り評議員会ノ同意ヲ得

之ヲ流用スルコトヲ得

第七五條 予算外ノ支出又ハ予算超過ノ支出ニ充ツル為

メ予備費ノ設ケアル場合ニ於テ之レカ支出ヲ要スルト

キハ前条ノ例ニ依リ評議員会ノ同意ヲ得ルヲ要ス

第七六條 経費ノ出納ハ組長之ヲ掌ル

第七七條 組長ハ会計年度後三箇月以内ニ経費収支決算

及業務成績書ヲ作製シ代議員会ノ認定ヲ経テ農商務大

臣ニ報告スヘシ

第一〇章 組員及行商人、傭人ニ関スル規程

第七八條 本章ニ於テ行商人ト称スルハ本組員營業ニ

係ル製品ヲ行商スルモノヲ謂ヒ傭人トハ本組員營業

所ニ於テ使役スルモノヲ謂フ

第七九條 組員ニシテ傭人、行商人ヲ雇入ントスルト

キハ其氏名ヲ届出ツシヘ解雇シタルトキモ亦同シ

第八〇條 行商人、傭人ニシテ左ノ各号ニ該当スルモノ

ハ第八一條ノ一ニ依リ処分ス

一 行商人、傭人ハ雇主ノ供託金品ヲ目的以外ニ売却

又ハ消費シタルモノ

二 華客及得意先ニ於テ不当ノ懸代金ヲ請求シ及其帳

簿ニ不実ノ記載ヲ為シ又ハ之ヲ為サシメタルモノ

三 雇主ノ指揮命令ニ違背シ苟クモ雇主ノ信用ヲ毀損

シタルモノ

四 法令ヲ以テ定メラレタル売薬ニ関スル諸規則ニ違

反シタルモノ

第八一條ノ一 前条ノ手續ハ左ノ各号ニヨリ之ヲ行フ

一 本条ノ場合ハ組員自ラ覚知シタルトキハ組長ニ

申告スヘシ

二 役員、職員ニ於テ発見シタル場合ハ事実ヲ組長ニ

報告スヘシ

三 組長ハ前各号ノ報告ニ接シタルトキハ事実ヲ調査

シ其期間ヲ定メテ之レカ使役ヲ停止セシムルコトヲ

得

3 同業組合

四 第三号ノ停止期間ハ二年以上五年以下トス

五 組合員ハ第三号ノ使役停止中ノ行商人、傭人ヲ使役スルコトヲ得ス

六 組長ハ使役停止中ノ行商人、傭人ニシテ改悛ノ情状見ヘタリト認ムル場合ハ停止期間中ト雖トモ之ヲ解クコトアルヘシ

第八一条ノ二 組合員又ハ行商人、傭人ニシテ品行方正業務ニ精勵シ又ハ業務上有益ナル發明改良等ヲナシ他ノ模範タルヘキ者ニ対シテハ評議員会ノ議決ヲ經テ之ヲ表彰ス

第一章 製品ノ検査ニ関スル規程

第八二条 検査ハ原料ノ良否及製剤ノ薬味分量ニ変更ナキヤニ付キ之ヲ行フ

第八三条 組合員ハ正当ノ事由ナクシテ技師又ハ監査員ヨリ検査ノ為メ營業上ニ使用セル物件提供ノ請求ヲ受ケタルトキハ之カ交付ヲ拒ムコトヲ得ス

第八四条 技師、監査員ハ検査ノ際粗悪又ハ不正ノ原料品ト認メタルトキハ何レノ場所ヲ問ハス之レヲ事務所

ニ押収シ又ハ封印ヲナシテ本人ニ保管セシム

本条ノ押収品ヲ組合事務所ニ於テ保管中天災其他予知スヘカラサル原因ニ依リ物品ニ損害ヲ来スモ組合ハ其責ニ任セス

第八五条 技師又ハ監査員粗悪若クハ不正ノ原料品ヲ押収又ハ封印シタルトキハ其始末ヲ組長ニ報告スヘシ
組長ハ之カ売渡ヲナシタル薬種商ニ返還シ其代金ヲ押収サレタルモノヘ還付セシム

若シ其薬種商ニ於テ前項ノ原料ヲ引受ケ代金ノ返還ヲ肯セサル押収原料品ニ対シテハ組長ハ之レカ使用ヲ差止メ組合員ヘ返付スルモノトス

此場合ニ於テ組長ハ評議員会ノ決議ヲ經テ之レヲ一般組合員ニ通知スルト共ニ其薬種商トノ間ニ如何ナル事由アルモ之レカ通知ヲ受ケタル日ヨリ二箇年間商取引ヲ為スコトヲ得ス但評議員会ニ於テ其薬種商カ改悛ノ状アリト認メ組長ヨリ通知シタルトキハ此限りニアラス

第八六条 技師又ハ監査員ハ製剤品ニ対シ疑義アリト認

ムルトキハ之ヲ事務所ニ押収シ化学的検査ヲナスモノトス

鑑定ノ結果粗悪若クハ不正ノ原料或ハ薬味分量ニ変更アルコトヲ認メタル場合ハ其原料ハ前条ノ規程ニ依リ処分シ製剤品ハ之ヲ没収ス

第八七条 組合員ハ技師及ヒ監査員ヨリ違犯品又ハ粗悪品ノ保管ヲ命セラレタルトキハ必ス之ヲ保管スヘシ但シ保管中技師及監査員ノ施シタル封印ヲ破棄スルコトヲ得ス

第八八条 技師又ハ監査員検査ヲ了シタルトキハ検査成績簿ニ記載スヘシ

第一二章 標章ニ関スル規程

第八九条 商標法第二〇条ニ依リ左形ヲ組合ノ標章トナシ登録ヲ受クルモノトス

標章	本標章ハ大和売薬同業組合員ノ製品タルコトヲ証ス
章	本標章ヲ付スル売薬或ハ行商人ニシテ不正ノ事故アルトキハ当事務所へ御通報セテ

第九〇条 本組合ノ標章ハ本組合員ノ製品タルコトヲ表示スル為メ組合員ノ製品ニ使用セシムルモノトス

第九一条 組合員ハ標章使用料トシテ営業者一人一戸ニ付キ毎年金式拾銭ヲ本組合へ納付スヘシ

第一三章 仲裁判断若クハ調停ニ関スル規程

第九二条 組合員間又ハ組合員外ノモノトノ間ニ於テ營業上ニ関シ紛議ヲ生シタルトキハ本組合ニ於テ仲裁判断又ハ調停ヲナスコトアルヘシ

第九三条 仲裁判断ハ当事者双方調停ハ当事者双方又ハ一方ヨリ書面ヲ以テ申立タル場合ニ之ヲナスモノトス

第九四条 請求者ハ組長ノ召喚ニ応シ其審問ニ答ヘ又ハ書面ヲ以テ事由ヲ申立ツルコトヲ要ス

第九五条 組長ハ其事実ヲ調査シ評議員会ニ於テ裁決シ其決定書ヲ双方ニ交付ス

第九六条 仲裁事件ノタメ特ニ要シタル費用ハ当事者双方ノ負担トシ仲裁判断ヲ以テ之ヲ定ム

第一四章 定款ノ変更及組合解散ニ関スル規程

第九七条 本定款ヲ変更セントスルトキハ代議員会ニ於

3 同業組合

テ全議員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ決定シ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第九八条 本組合ヲ解散セントスルトキハ組長ハ開会期

日十四日以前ニ其日時場所會議ノ目的等ヲ全組合員ニ

通知シ總會招集ノ上全組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ以

テ議決シ前条ノ例ニ依リ認可ヲ受クヘシ

第九九条 本組合解散ノ場合ハ役員ヲ以テ清算人トス

第一〇〇条 清算人ハ未納経費ノ徴収債権ノ取立及債務

ノ弁済ヲナスモノトス

第一〇一条 本組合ノ財産カ債務ノ完済ニ不足ナルトキ

ハ其不足額ハ解散シタル当時ノ組合員タリシモノ、負

担トス債務ヲ完済シ財産ノ残余ヲ生シタルトキハ解散

シタル当時ノ組合員タリシモノニ分配ス

此分配及不足額徴収法ハ解散シタル当時ノ組合員ノ総

会ニ於テ之ヲ決議ス

第一五章 違約者処分ニ関スル規程

第一〇二条 違約者ノ処分ハ評議員会ノ審議ヲ經テ其議

決ニ依リ組長之ヲ執行ス

第一〇三条 第一二条第一項第二号乃至第五号、第二一

条、第二二条、第二四条、第二五条、第七九条、第八

三条、第八五条ノ末項ニ違背シタルモノハ金五拾錢以

上五拾円以下ノ過怠金ヲ徴収ス

第一〇四条 第一九条、第二〇条、第二三条、第八一条

ノ一ノ第一号及第五号、第八七条但書ニ違反シタル者

ハ金五円以上参百円以下ノ過怠金ヲ徴収ス

第一〇五条 役員ニシテ第三三条以外ノ不正行為アルト

キハ代議員会ニ於テ全員三分ノ二以上ノ同意ニヨリ之

ヲ解職セシムルコトヲ得

第一〇六条 違約者処分ハ一件毎ニ本章各条ニ照シ過怠

金ヲ徴収ス

第一〇七条 組合員ニシテ組合ノ経費又ハ使用料手数料

等ヲ相当期間内ニ納付セサルモノハ金拾錢以上拾円以

下ノ過怠金ヲ徴収ス

第一〇八条 違約処分ニ対シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ

得ス且過怠金ハ処分ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以

内ニ納付スヘシ

第一〇九条 本章ニ依リ処分ヲ受ケタル者指定期間内ニ

納付セサルトキハ民事訴訟法ニ依リ起訴ノ上支払ヲ要
求スヘシ

附 則

第一条 第五二条ノ代議員ハ組合設置ノ際創立總會ニ於

テ第二八条ノ役員ハ代議員会ニ於テ選挙ス

第二条 本定款ハ認可ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(増田弥内氏蔵)

四 大和売薬同業組合業務成績 (抜粹)

大正元々昭和七年

明治四十五
大正 元年度

薬事講話会

三月十四日午后一時より五時まで、会場御所新地元天
理教会場にて具衛生課上村技師(売薬製剤に関する技術上
の講話並に営業上の注意事項)南葛城郡長代理潮田郡書記
(大和売薬の前途に就て)御所警察署長桂登利蔵(行商人の
風規矯正に関する希望演説)聴講者八十余名

売薬出陳

三月三十一日葛城税務署楼上に於て、中和酒類品評会
開設に際し其一部に組合員七十二名よりの製品三百十五
点選択出陳公衆の観覧に供す

枢要駅へ出陳

三月三十一日帝国鉄道院西部鉄道管理局湊町保線事務
所管内沿線重要物産蒐集枢要各駅に、配列出陳の照会あ
りしたため四十五点の製品を湊町保線事務所へ提供せり

地方委員設定

五月二日組合地区内三十二区劃に分割、地方委員を各
区に一人宛設置し、地方事務を委ね以つて組合事務の整
理と業務の進捗を期す

商票に関する講話会

五月廿六日南葛城郡役所にて、特許局小谷商標課長及
び浅村特許弁理士等出席、組合よりの聴講者五十名
内務省より視察

十一月一日内務省田山事務官は本県上村技手と共に地
方売薬状況視察として来る。依つて地方、売薬の業態を

3 同業組合

詳に報告し、且つ規則改正に関する意見を陳情す

包装改善策

包装の不完全は裏面に於て其弊害多きを認め十七委員
選定是が改良研究に腐心し、五種の標本を撰択し実行の
督励したる結果成績漸次良好

善行者撰択

同業者の模範となるべき者及び、使役する傭人及び行
商人の善行者表彰のため、曩に善行者賞与規程を設けて
七月初旬より、是が撰択調査に着手し、十八名を予選す
経費並に其徴収

予算総額二千一円三銭、徴収法による賦課額一千九百
十九円、実収入千五百五十三円五十二銭とす。三十四円
五十二銭の増収は製造業者の漸次増加による(四十三円九
十銭の増徴の内請売割の徴収不能未収入金九円三九銭を減ず)

調停及仲裁判断

登録商標事件、柏原の吉村光造対御所町森川梅吉。今
住島田千太郎対桜井の藤本寅松の二件

被商標侵害

根成柿辻利吉対大淀町西増紺谷義一、吉野山阪口孫太
郎の件

滞納処分

定款第七七条により過怠金を科せし者は三名とす

違約者処分訴訟行為

前記三名中の二名は応じたるも一名は支払ず、組合は
顧問弁護士米田吉次郎を代理人として高田区裁判所に訴
訟を提起し、十月二十三日組合の勝利に帰し、十一月十
九日迄に違約過怠金並に訴訟費用は被告より支払ふべし
と判決言渡さる

大正二年度

地方薬業会設置

三十二の地方委員区域中本年度に於て設立補助金交付
し設置承認せるもの左の如し

会名	区域及会員数	設立費	補助費
御所薬業会	1 御所秋津八一人	六六円余	七円余
白阪薬業会	11 阪合白樫一一五人	五二円余	七円余
葛村薬業会	7 葛村一四二人	一〇〇円余	一一円余

第17区薬業会 金橋新沢天満一三一人 八四円余 一〇円余

第13区薬業会 高市飛鳥鴨公八五人 八四円 八円余

越智岡薬業会 9越智岡八二人 六一円余 七円余

掖上薬業会 6掖上九一人 五五円余 七円余

監査事務

請売薬業濫売矯正及組合員の製品検査点数五二四点、
能書の誤り二四点有害丸衣二点其他一点

営業に関する講話

七月八日事務所に於て宮田葛城税務署長、末藤間税課
長、清水御所警察署長の講演あり、聴講者七十余名

商標に関する調査研究会

七月八日百九十名を召集調査し、八月三日特許弁理士
沢村三郎氏の講話及登録其他一般商標に付、前記組合員
との間に質問応答的研究会を開き、尚赤十字商標に付、
吉田久四郎氏の上京調査研究せる顛末報告ありて益する
処多かりき

組合経費

予算総額二千百廿六円九銭にして徴収状況は概して良

好

大正三年度

売薬濫売矯正及組合員の製品検査

粗製濫造を防ぎ薬剤及包装の改善を図り其品位を保全
せんがため相当施設なし、常に監視員を派し検査を行ひ
或は濫売矯正の嚴重調査を行ひ其実を挙げつつあり、今
其製品検査の成績を挙げれば、検査点数二五八点、能書
の誤りたるもの八六点、有害丸衣二点、其他なし

聯合大会組織

本邦同業に関する制度及利害を調査研究し業務の統一
を図り製品の向上発展を期するの目的を以て富山、石
川、福井、滋賀、奈良、京都、大阪、和歌山、兵庫の二
府七県売薬業聯合大会組織の議成り六月一日二日の両日
滋賀県大津市に於て創立第一回議員会を開催し、八代議
員が出席、同会の名称を中央売薬業同盟会と改称し、第
二回は大正四年奈良県に於て開催するに決定す

県下売薬業聯合委員会組織

改正売薬法施行規則及全細則發布以前に於て当業者の

3 同業組合

意見を陳情し斯業に適切なる法規の制定あらんことを望み本組合中堅となり県下同業者聯合委員会を組織し十五名の委員を設け之が目的遂行せんがため北村稔を上京委員として内務省に出頭陳情せしめ又一面本県当局に対し施行細則案を本会に内示諮問せられんことを懇請し之が陳情書を提出し委員は再三登県意見を陳述し目的の達成す

薬業会設置奨励

前年度よりの継続事業として地方委員設置区域に於ける組員並に同関係行商人とを以て地方薬業会を設置し会員の協同一致親善円満を図り営業上の弊害を矯正し其利益を増進せしむるの目的を以て之が設置を奨励なし北葛城郡一円より成る北葛城薬業会及忍海村一円より成る忍海薬業会の設立を見たるも設置規程に依る手続が年内を経過したるを以て之が表示は次年になす

講演会開催

九月十三日県立工業学校内講堂に於て売薬法令及営業上に関する事項に付き加藤本県衛生課長植村技手清水御

所署長外数氏の出演を乞ひ講演会を開催、聴講者二百五十余名

地区拡張（磯城郡編入）

磯城郡一円を本組合区に編入の議起り組員西岡徳之植田忠司両氏を交渉委員に推挙し磯城郡衙の援助を請け諸般の手續定款変更等代議員会の同意を求め十月二十六日其筋の認可を経て之が地区編入を行ひたり

組合経費

予算総額二千七百十八円十三銭一厘徴収状況は概して良好

組員員の営業に関する商況

一般商工界の不振なると欧州戦乱勃発以来原料品の価格昂騰に昂騰を加へたために本業製産上大なる影響を蒙り一般手控の状態にあり生産額の如き逐年増加の趨勢なりしに反し前年に比すれば約四歩三厘弱の減退を見たり、然れどもこれは一時的影響にして悲観すべきに非らずと思惟す而して本年度に於ける原料の需要額は約三十八万円にして之れが供給は主として大阪地方より輸入するも

の其八歩を占め地元にては、僅にこれが補給に過ぎるなりき、販路として全国都市僻陬の地に至る迄殆ど普及せざるはなし、又海外に在りては朝鮮、支那等最も多く新嘉坡、布哇等へも輸出するに至り移輸出は漸次發達の傾向を示しつつあり

違約処分

経費滞納に依る定款第一百七七条の違約処分として

□に金壹円、□の兩名に金參拾錢宛の

過怠金を科し又、□の兩名は定款第十九

条に違背し請売売薬定価減額販売したるに依り第四百条

により何れも金十円宛の過怠金を科せらる

大正四年度

売薬原料標本蒐集陳列

営業上の参考に資するため売薬原料薬品標本二百数十

種を蒐集、組合事務所内に陳列し縦覧に供することとせ

り

中央売薬同盟会開催

本邦売薬業に関する制度及利害を調査研究し業務の統

一を図り製品の向上發展を期するの目的を以て前年組織したる富山、石川、福井、滋賀、奈良、京都、大阪、和歌山、兵庫の二府七県売薬業代表者五十余名の出席を求め本組合主催の下に、五月十一日より三日間、奈良県立公会堂に於て同会第二回代議員会を開設し米田組長が会長となり各般事項を討議せり而して第三回は大正五年富山県に於て開催することとなりたり

地方薬業会設置奨励

大正三年度経費中より設置奨励補助金を交付せるもの

左の如し

会 名	区域及会員数	設立費	補助費
第19外10区薬業会	北葛城郡七〇人	一五四円余	一一円余
第一区忍海薬業会	忍海村 七七人	五六円余	六円余

売薬講話会

十一月二日八木町戎座劇場に於て開催植村静技手小林亥六技手等数氏講演、聴講者二百余名にして、会場内には、支那及外国売薬並に引札、レットル其他日本売薬の模擬品等四百を陳列し参考資料に供したり

売薬講習会

売薬法規の改正に伴ひ売薬調製発売上須要なる学科を授け一般当業者をして通俗的薬学知識を普及せしむるための目的を以つて三月三日より八日間県立工業学校講堂及桜井町公会堂の二ヶ所に於て開設組合員及県下同業者並に行商人其他同業に志を有するもの参百二十五名の聴講者あり

売薬法及関係法規中川（衛生課）警部、薬物配合禁忌大意小林技手、調剤学大意及実験森技手、薬物学大意三宅警察医、日本薬局法大要植村技手等にして最終日に講習生修得証授与式を挙行、全科目を習了せしもの二百七十七にして、当日は内務省技師池口薬学博士の売薬に関する講演及藤沼県警察部長の訓示に次ぎ加藤衛生課長、田村南葛城郡長、辻村葛城税務署長、清水御所警察署長等の所感演説等ありて益する所多大なりき

不良行商人取締方法施設

行商人の不正行為に付ては近時吾人の耳朶に触るゝこと頻繁となりつゝあるは甚だ遺憾なりとす、今にして之

が矯正方法を施設するに非んば遂に当業者の信用を傷け延びて我業界の声価を失墜する虞なしとせず依て之が矯正方法の一端として選良なる行商人を以て取締委員となし其衝に当らしむれことゝなせり、然れども其手続が年内を経過したるを以て次年度に於て詳細表示なす

組合経費

総予算額 二千百八十五円三十五銭徴収状況概して良

好

調停及仲裁判断

中川留蔵（天満村）代理片川太四郎（寺崎）より道中菊蔵（天満）代理古川清平に対する配置得意売讓金残額請求に係る紛争事件を高橋事務長吉村代議員により調定

経費滞納違約に依る処分

定款第一百七条により []、 [] に金十銭

宛、 [] [] [] に対しては金

二十銭宛 [] [] に対し金三十銭宛 []

[]には金五十銭の過怠金を科し、又定款第十九条に違背し、第四百四条により []に金二十円の過怠金を科す

大正五年度

売薬原料標本蒐集陳列

原料薬品標本二百数十種を事務所に陳列縦覧に供し、六年度までに各地有名売薬も蒐集し得る見込なり

中央売薬同盟会

本邦売薬に関する制度其他利害関係を調査研究、業務の統一を企劃し製品の声価信用の向上せしむる目的を以て二府七県の聯合より成る中央売薬同盟会第三回代議員会は富山県に主催され、四月十三日まで三日間開会、米田徳七郎、中島太兵衛、西川清保、米田元、川田滋美、高橋事務長等出席せり

売薬講習会

業者の智識を涵養して兼て薬品製剤取扱に遺漏なからんため必須の学科を普及せしむるを目的とし三月三日より五日間御所工業学校に於て開設聴講者二百余名にして、城ノ戸技手の配合禁忌、森技手の調剤学、三宅警察医の薬物学、植村技師の日本薬局方等にして、八日百二十名に講習修得証授与式を行ひ、加藤県衛生課長、田村

南葛城郡長、清水御所署長等の祝辞演説ありき

不良行商人取締方法施設

三月廿七日左記行商人取締委員を囑託し各府県分布的に取締の実行をなしつつあるも設置後日浅く随て成績の見る可きものなしと雖も、不正行商人は恐怖の念慮を生ずるに至りし跡あるは洵に悦ぶべきことにして、漸次將來は矯正の実を挙げ得べきを信ず而して本年内に調査せしもの十九件人員四十余名に及び尚調査続行中にありて処分執行猶予したるもの一件二人なりとす。

組合経費

経費総予算額二千三百九十三円三十五銭

組合員の営業に関する商況

前年は一般商工業の不振と欧州戦乱のため原料品昂騰により一時的幾分の影響を蒙り製造の手控等ありしも、欧州戦乱容易に終局を見ず原料品も漸次内地製を出すに至り且つ一般商工業旺盛となり随て経済界も回復し為めに売薬の需要亦増加し、而して産額増進を見るに至る、前年度の原料需要額は凡そ四十万円にして本年度は四十

二万余円になり、又海外発展の状況は朝鮮満州支那に最も多く新嘉坡布哇等南洋方面へ輸出し漸次発展の機運に向ひつつあり

違約処分

経費滞納によるもの六人にして何れも過怠金を科す

大正六年度

検査員を廃し監視員を設く

大正五年度限り検査員の必要を認めず之を廃し本年度より監視員を設置諸般の取締及調査を行ひつつあり

営業に関する商況

3 同業組合
製造定価額は前年度に比し二十八万七千三百五十一円七銭の増加にして、其主なる理由は欧州戦乱後原料薬品其他包装用紙類及加工料金等何れも騰貴し売薬売値之に伴はず業者は多大の苦痛を忍びしも諸物価の昂騰は其停止する処を知らず止むなく定価の改正をなしたるにありと雖も、業者は益々奮励努力販路の拡張に腐心し、ために前年に比し製造貼数四百十七万七千七百六十六貼の増加を示すの盛況なり、而して売薬品位の改善奏効的確なる

ものを提供するに意を払ふに至りし結果需要家側に於ても信用を博するの傾向を加へ業の進展を見つつありて、原料品の需要約五十万円とす

売薬講習会

二月廿六日より三日間御所工業学校に於て開設聴講者百二十五名にして、三宅警察医の病理摂生法の大意、加藤風外師の精神修養、植村技師の売薬に関する心得等の講演ありたり

不正行商人傭人取締結果表

発生調査件数五十三件六十七人調査続行中のもの二十三件三十二人放棄したるもの十件十一人其筋に申告したるもの五件八人停止処分にしたるもの十三件二十一人処分を猶予したるもの四件四人訓戒又は注意に止めたもの五件七人等、取締委員の努力により以上の如き成績を挙げ、今尚不正の徒閉息せりと云ふ能はざるも幾分矯正の兆を認む、而して将来極力取締を続行し事態重大なるものは官憲に移付して国法の処断を求むる等の処置に出で不正の徒を業界より駆除し以て所期の目的を達せんと

す

請売濫売矯正

調査件数五件調査戸数三十三戸訓戒又は注意に止めたもの五件にして、近時稍矯弊の實を挙げつつあり

地方薬業界設置奨励

本期に於て第十区高取薬業会の創立を見たるも未だ設置なき地方尠からず

監視事項

巡回戸数二八四戸調査を行はざりしもの八三戸調査戸数一〇一戸調査方数一〇七四方、能書記事の相違四三点仕上量の相違一二三点誇張と認むべし記事二点原料貯蔵方法注意三点製剤記帳簿の誤記違算不整理十一件其他二件

行商税廃止に関する件

各府県中行商人の税の賦課するもの少く偶々ありとするも奈良県の如く売薬行商人のみに賦課するが如きは重要物産として發展上洵に支障あるを以て廃税方、従来より毎年当局と県会に陳情するも未だ目的を達成せず今県

会に極力運動を試みたる結果幾分の修正を見たるのみにして所期の目的に副はず依つて継続之れが全廃を貫徹せん事を期しつつあり

役員改選

任期満了のため大正六年五月七日改選六月七日就任認可せらる、而して、組長米田徳七郎、副組長杉本吉蔵、評議員南才次郎、奥野美輝、川田滋美（議長）、井上忠三郎、木原清治、松原利左衛門（副議長）

十二月七日井上忠三郎、木原清治、杉本吉蔵辭職の結果補充選挙を行ひ副組長に米田元、評議員に吉田久四郎、井上清治郎等当選十二月十三日就任認可せらる

地方委員行商人取締委員

薬業会長聯合会

九月十九日前記聯合会を開き左の議案を協定す

1 経費徴収方に関する件（地方委員）

改正定款第八五条の趣旨を徹底せしむること経費未納者に其手続を本月末日迄猶予すること送金は組合の振替口座を利用すること

3 同業組合

- 2 大正六年度前半期分印紙貼用高申告の件（地方委員）
- 3 善行者報告の件（地方委員藥業会）
- 4 藥業会設置の件（地）
- 5 売掛代金不払者処置方の件（地、藥）
定款第百六条全第百七条全百八条を履行し此種不払者あるときは其旨届出すべき様組合員に周知せしむること
- 6 營業上の障害に関する件（地、藥）
定款第百九条の規定の如く粗悪又は不正の物品を売渡したる商人不正印刷業者其他營業上の損害を及ぼすの行為ありたる者に対し二ヶ年間取引注文を停止すること故に該当者あるときは其旨届出べき様注意し置かれ
たきこと
- 7 印刷業者住所氏名調査報告方の件（地）
- 8 組合標章使用励行の件（行商人取締委員、地、藥）
- 9 行商人傭人届出の件（地）
- 10 売薬調製上注意を要すべき件（地、藥）
- 11 不正行商人傭人調査取締に関する件（行、地、藥）

第一項より第三項迄略、第四項不正の聞えある行商人、傭人を使役せざる事及び取引を為さざる事並に行商届済証（鑑札）を交付せざる事とするには之が実行方法如何（宿題として考究することに決す）

組合標章使用励行

吾大和売薬の信用を保全し行商人の悪弊を予防するの目的にて定款第百十条の規定に依り配置預け袋又は代用容器に標章を印刷しもし反く者は第百七条の規定により金五円以上三百円以下の過怠金を科すこととせり。又『注意薬品入替の際は受渡し其服数御改め被下度候』の文句も共に薬容器に掲出すべきこととなり、大正六年十二月末日以後実行せざる場合は前項と同様に処置すべし、又印刷業者にして故意に前二項をなさざるときは第百九条の規定により取引停止の制裁を行ふ

大正七年度

營業に関する商況

世界動乱後諸物価は昂騰するのみにして一も安定を見

ず製造原料を始め包装用紙類加工賃銀は勿論雇人料の如きは空前の昂騰にして而も売薬定価は之に伴随する能はざる事情に在りて業者の苦痛や僅少にあらず故に業者は製品を改善し即ち廉価多売の方針に出て奮闘努力したる上一面本期悪性感冒の流行により売行増加したるため前年に比し製造高四十七万円以上の増加を示せり亦た輸移出も前年に比し四万円余の向上を示し支那市場に於ても又良成績なり

売薬講演会

二月二十六日より二日間高取町に於て開催聴講者百三十名にして、三宅警察医植村検査官の講演ありたり

不正行商人傭人取締

発生調査件数三九件四五人、調査続行中の者三十件三四人、放棄したるもの九件一人、其筋に申告したるもの一件一人、停止処分したるもの一〇件一〇人、処分猶予したるもの一件一人、訓戒又は注意に止めたるもの一〇件一〇人、停止解除一件一人、合計一〇一件二一三人なり

売薬請売濫売取締

近来濫売の声を耳にせず本年中の取締を行ひたるものなし

地方薬業会設置

第十六区畝傍薬業会（今井町）の設置あり近く二三創立の見込ありて奨励中

監視事項

売薬原料騰貴と製造高増加により自然粗製に流るるものなきやを保しがたくと信じ営業者の店舗に付き調査監視を励行したる結果次の如し。巡回戸数五一四戸、調査の行はざるもの一二七戸、調査方数二〇一八方、能書記事の相違四八点、仕上量の相違二二六六、誇張と認むべき記事七点、原料貯蔵方注意三件、諸帳簿の誤記違算不整理四件、包装不完全其他注意事項六二件

売薬行商税廃止の件

本期も極力努力せし処県は県会に一人毎に年十五銭の提案をなせしも県会は一人十銭に修正通過せり、本件は継続全廃に貫徹せんとす

旧式包装印紙交換の件

是に属するもの其額三千円に充つるにより当局に陳情し今一回交換を行ふ事に協定許諾を得たり

経費滞納処分

一名に過怠金五十銭を科したる他製造営業割は年々皆納にして、事項者は大部分請売営業割にあり

大正八年度

違約処分

定款第一百〇条(標章)の違約により金五円を科したるもの一人あり、経費滞納処分は一人もなし

商況

五年に渉る世界の動乱は我国に好影響を招来し海外貿易は異常の盛況を呈し通貨の激増により物資は空前の昂騰を示し吾組合の製造は前年に比し殆ど四百万貼、価額は七十八万円以上の増加を示せり、支那市場は排日の結果打撃を受けたるを遺憾とす

講演会

二月七日より四日間今井、田原本、高田、御所の各町

順に各一日宛巡回講演会を開催、修養談越智正氣書院主、薬品に関して植村検査官、衛生学の一班三宅警察医等の講演ありき

不正行商人使用人取締

発生調査件数三二件四〇人、調査続行中のもの二四件二八人放棄したるもの一九件二八人、其筋に申告したるもの一件一人、停止処分に付したるもの六件七人、処分猶予したるもの一件一人、訓戒又は注意に止めたるもの一一件一一人合計九五件一一七人

売薬請売濫売取締

近時注意すると雖も其声を聞かず

薬業会設置

船倉薬業会、磯城薬業会二ヶ所の設置を見たり

監視事項

巡回戸数一〇九戸、調査を行はざりしもの二二戸調査戸数八七戸、調査方数四一四方仕上量の相違一六点、包装不完全其他注意事項五六件

旧式包装印紙交換高

前年度の予想高より多く交換実行高は約四千円なりき

共進会

奈良県実業団主催にて十月五日より三週間高田町に於て物産共進会を開設せり組合員出品者二十六名にして、名譽金牌二、金牌二、銀牌一、銅牌三、褒状二を授与せらる

高知県組合問題

吾行商人を高知県に出張中同県組合に加入を強要せられ監督官庁又加入すべきものとの意見に傾き、吾組合と見地の相違すること数年に及びしに六月七日全県組合評議員来所し交渉の結果同県組合へ加入せず割引販売をなさざる件を協定し全く解決せり

大正九年度

営業に関する商況

前年に比し生産数量に於て三百六十四万八千余貼又価格は百八十万六千六百余円の増加を示せり

不良行商人使用人取締

発生調査件数三七件四八人、調査続行中のもの二四件

二九人放棄したるもの四件五名、其筋に申告したるもの

一件三名停止処分付したるもの四件六名、訓戒又は注意に止めたるもの二三件二八人、停止解除一件一人合計

九四件一二〇人

監視事項

巡回戸数一五戸、調査を行はざりしもの二戸、調査戸数一三戸調査方数三七方、薬袋収去一三件にして其他事項なし

役員改選

役員任期満了に付き四月十五日改選の結果組長米田徳七郎副組長米田元、評議員東義直、杉田久次（議長）、中島太兵衛、徳井貫三、吉田樞吉（副議長）、木村伊蔵等当选五月廿八日就任認可

大正十年度

営業に関する商況

財界の影響は我界に蒙る処尠く新規売薬の激増及価格の向上と相俟て前年に比し産額数量一千五百十五万九千五百七十余貼価格二百六万二千三百四十円八銭の増加を

3 同業組合

示せり

講演会

商標法日本薬局法の改正に就き七月三十日御所町円照寺に於て講演会開催聴講者百六十名ありき、改正商標法に就て特許弁理士浅村三郎、改正日本薬局法に就て売薬検査官植村静の講演ありき

不正行商人使用人取締

発生調査件数三四件四一名、調査続行中のもの八件一〇人放棄したるもの五件七名、其筋に申告したるもの二件六名停止処分付したるもの一件二名、処分猶予したるもの一件四名、訓戒又は注意に止めたるもの四一件四一名、合計九二件一一一名

地方薬業会設立

北葛城郡磐城村新庄村及浮孔村の一部を以て北葛城南部区薬業会の設置を見たり

売薬営業税及印紙税に付陳情の件

政府は曩きに臨時財政経済会を置き各般の調査を行ふに方り其の小委員会に於て売薬営業税を廃し一般営業税

に轉換するの意見なるものの如くなるを以て、組合会を開き現行税法の方数税を製造高総額に賦税する事に改め印紙税はこれを廃すべきものなりとの意見を決定し其実行を期するため十月下旬正副組長及び委員中島太兵衛、奥野美輝、川田滋美、吉田久四郎、松原利左衛門及石塚事務長の八名は大蔵省に出頭陳情を提出し尚懇篤に事情を開陳し、在京中の県選出八木代議士に今後の運動を托し、東京売薬同業組合、富山売薬組合長、高見代議士等も訪問右に関する意見の交換を行ふ等、機宜の処置を行ひ今尚印紙税廃止に付ては怠らず運動を続行し居れり

大正十一年度

違約処分

組合定款第百十四条第五号に該当すべき違約者一名ありて第百七条に依り過怠金五十円を科したり

営業に関する商況

一般経済界の不況は貿易の衰退事業界の不振を招き金融は硬塞し諸物価低落就中米価の下落は農村生活の脅威せるに反し、山村僻地より都会地に需要増加の現象を呈

し代金廻収も又難色を見ず前年に比し三割五分以上二百五十万四千五百二十五円卅一銭の製産増加を示せり。是世人が売薬の進歩を了得せると一面業者が品質の改善進歩の必要を悟り是に勉めたるによるべく後者は今後益々肝要とす。又、輸移出は前年より二十三万円以上の増加にして北清地方は好得意たり

薬業講習会

十月十六日より六週間御所町に於て開催講習生三十六名にして十二月十日新事務所に於て終了証書授与式を挙げ翌十一日御所警察署楼上に於て三十五名に薬種商試験の結果三十三名の及第者八名の優等生を出せり。

物理学大意後藤技手、化学大意中島技手、生物学大意池田県医、和漢薬米谷薬剂士、薬局方玉木技師、薬物療法古木岩尾両薬学士、英語岩尾薬学士、新薬新製剤植村大阪府技師、薬事法規森技師、会長薬学博士木村彦右衛門

尚、証書授与式当日は会長以下各講師出席、来賓として河合衛生課長、伊藤大阪薬学専門学校理事、蒲御所署

長、大朝大毎通信員、講習生父兄等多数出席盛会を極む

不良行商人取締

発生調査件数四二件四七人、調査続行中のもの一二件一四人、放棄したるもの八件一〇人、其筋に申告したるもの二件四人、停止処分付したるもの二件六人、処分猶予したるもの一件三人、訓戒又は注意に止めたるもの五〇件五〇人、合計一一七件一三四人

監視事項

巡回戸数一五、調査を行はざりしもの二、調査戸数一三、調査方数三七、薬袋収去一三

売薬検査心得改正に対する意見

内務省に於て改正の儀あるを耳にし同大臣及び県知事に対し組長の名を以て頗る徹底せる意見書を提出せり

事務所買収移転

狭隘にして執務上不便の折柄恰も元南葛城郡役所庁舎を金五千円にて大正十一年十一月二十日之を買収多少修繕の上全年十二月末移転し旧事務所は二千二百円にて他に売却せり新事務所は百坪以上の建物にして会議室、事

3 同業組合

務室、応接室、標本室、宿直室、倉庫等完備し一百人以上の集會に支障なし

因に旧事務所は明治四十四年六月の建設にして木造平家老棟二十四坪他に便所老棟物置老棟周囲柵井戸等にして価格千三百三十八円として現在まで組合の所有なりしものとす

大正十二年度

營業に関する商況

一時低落せる諸物価は再び漸騰の歩を辿り生活程度の上上に伴ひ農村經濟の不均衡と俱に生活の脅威たるを免れず貿易の衰退は延いて商工業の不振となり金融は硬塞し一般經濟界の不況を告ぐるに至れり簡易にして安価利便なる売薬需用は前年に比し約四歩強三万八千九百四十一円八十八錢の製産増加を示せり

帝都付近震火災施薬寄贈

大正十二年九月一日帝都付近の大震火災の大惨事ありて焦熱地獄と化し医薬の欠乏を来せり此秋に当り組合員より寄贈薬品を募集し二十万五千二百二十貼価格二万八千

九十円を九月七日及び十五日の二回に亘り發送寄贈す

商標權回復の件

帝都の震火災のため特許局焼失し商標權台帳焼失により之が回復申請に付て式を具し組合員の注意を喚起せり

不良行商人使用人取締

發生調査件数四六件五一人調査続行中のもの一五件一七人放棄したるもの五件六人其筋に申告したるもの四件六人処分猶予したるもの二件二人訓戒又は注意に止めたるもの三二件三四人合計四三件四八人

役員改選

任期満了に就き四月十八日改選の結果、組長米田元、副組長西川清保、評議員奥野美輝（議長）、中島太兵衛、宮本喜造、喜田常次郎、勝失鹿蔵（副）、松原利左衛門等にして六月四日就任認可せらる

大正十三年度

營業に関する商況

産額は前年に比し約一割三分強百二十九万五千六百十三円の増加せるも、不景氣風は都僻に及び売掛代金の回

収稍円滑を欠きたる感なきにあらざる

税法改正に就き

従来の売棄税法は廃せられ、普通営業税法に改正せられたる第一年なるに依り之が対策として委員を設置して税務署と折衝協定なし万全を期したり

不良行商人使用人取締

発生調査件数五八件六八人調査続行せしもの一二件一五人放棄したるもの一九件一九人其筋に申告したるもの九件九人停止処分付したるもの一一件一五人処分猶予したるもの一〇件一人訓戒又は注意に止めたるもの一六件二〇人合計六三件七四人

売掛代金不払事項

受入件数二件棄却又は取消件数一件調停件数一件

印紙配給の件

大正十三年晩秋より収入印紙の配給屢々円滑を欠き業者困難を感ぜしを以て米田組長、奥野評議員、川田議長、石塚事務長は大阪通信局長を訪問の結果稍順調を見たりしも本年一月頃より又々甚しく印紙の欠乏を来し業

者製品の支障少からず大蔵通信両大臣大阪通信局長奈良県知事等に陳情書を提出すると同時に米田組長川田議長奥野宮本松原喜多の各評議員及石塚事務長等上京大蔵省通信省印刷局長等を歴訪し印紙配給の不円滑の状況を陳開したる処通信省に於て印紙の欠乏せし理由を疎明し自今業者に支障を生ぜしめざる様配給すべき旨の答を得て目的を達成せり

大正十四年

営業に関する商況

年産額二分六厘強即ち、二十八万四千七十一円八十三銭を減じたるは偶々廃税を見越して手控へたるに他ならず

不良行商人使用人取締

発生調査件数四八件七八人調査続行せしもの一〇件一二人放棄したるもの一五件一七人其筋へ申告したるもの四件七人停止処分付したるもの一二件一七人処分猶予したるもの七件一〇人訓戒又は注意に止めたるもの一二件一五人合計五〇件六六人

売薬化粧品博覧会

奈良県商工課同衛生課後援奈良日報社主催衛生新聞社協賛の同博覧会が奈良公園県立商品陳列所に開設せられるに当り米田組長は同博覧会協賛会長となり全国の代表的薬業家は勿論大和売薬同業組合員よりの出品も多く入選受賞者も多かりき

大正十五年
昭和元年 年度

組合経費徴収の情況並に滞納者に対する処分顛末

3 同業組合
本年度は賦課金に於て調定後廃業行衛不明等のため徴収不能に至りしもの金九円十九銭を生じ予算に比し金二百九十七円十九銭の減少を見たるは甚だ遺憾とする処なるも年度後徴収の見込十分なり随て滞納処分を行はず、又製造割は本年度より組合証紙に依り証紙交付手数料として賦課徴収せるものにして本年度は時恰も過渡期に際し売薬新旧交換に依る生産増加に伴ひ自然増収を来して予算を超過すること六千二百六十九円三十一銭二厘となり如上の賦課金徴収減を差引次年度に繰越すことを得たり

營業に関する商況

前年度に比し一千一百七十二万七千六百二十九銭九厘と云ふ生産倍加の盛況を見たるは廃税に依る新旧品交換によるものと廃税直後新拡張とにより激増したるものにして今直に健全なる発達なりと見る能はず、又、廃税後に於ける売薬定価の実行尚充分ならず進んで是が実施の必要を認む

不良行商人使用人取締

発生調査件数五三件六五人調査続行せしもの八件二人放棄したるもの二〇件三五人其筋へ申告したるもの件三三人停止処分付したるもの三件三人処分猶予したるもの四件四人訓戒又は注意に止めたるもの二一件三〇人、合計五一件七五人

売掛代金不払事項

受入件数三件調停件数三件

全国薬業联合会

第六回大会は大正十五年五月広島市に於て開催に付中島、森田副組長、米田西川前正副組長、評議員南捨次

郎、中村駒次郎、奥村正信、議長奥野美輝、代議員喜多正義、米田政治郎、西川事務長等出席、印紙模造取締規則改正方政府に陳情するの件を提出し提案者として米田元是が説明の任に当り満場一致陳情をなすことに即決可決せられたり

廃税による売薬定価引下

政府の廃税趣旨に鑑み直に売薬定価の引下をなすべく五月六日緊急組合会を開き定価一割引下を即時断行すべく決議し組合員を督励して卒先之が決行により相当好果を収め得たるも今尚一部実行をなさざるものあるは甚だ遺憾に堪へず猶進んで一層定価の減定せんとしつゝあり

証紙発行の件

売薬印紙徹廃後に於ける措置として1組合員の製品たることを表示するため2組合経費徴収の目的を以て十二種色の定価別証紙を調製発行し之を組合員に証紙調製料壹万枚に付金七十五銭に証紙表示金額壹万分の五の賦課経費を加へて徴収交付して組合員自己の製造売薬一個毎に封緘紙代用貼付せしむることゝせり

売薬廃戻税記念懇親会

大正十五年十二月十八日高市郡白檀村檀原神宮前福本楼に於て之が経過報告を兼ね記念懇親会を開催、県当路者、県内選出代議士、県会議員、其他関係識者並に組合員等八十余名出席米田同盟会長より詳細報告ありて後同盟会の解散を決議し又中島組長より同盟会役員及委員に対し感謝状及記念品を贈呈し午後五時過散会せり尚当日出席者一同檀原神宮に参拝し大正天皇御平癒祈禱祭を行ひ謹んで祈願せり

昭和二年度

組合経費徴収情況並に滞納者の処分願末

組合の経費は賦課金証紙交付手数料雑収入補助金及び寄付金を以てす本年度は賦課金に於て調定後廃業行衛不明等の為め徴収不能に至りしもの四十三人金拾九円七拾銭を生じ年度末収納締切の期限に至り尚未納分若干あり予算に比し金七十八円六十六銭の減少を見るは甚だ遺憾とせる処なるも年度後徴収の見込十分なり従て滞納処分を行はず又証紙交付手数料に於ては金六百四十四円七十

3 同業組合

錢六厘雜収入に於ては金壹千貳百四拾円九十錢繰越金に於ては金五拾參円拾貳錢四厘を何れも予算を超過したれども補助金に於て金四百円を寄付金に於て金參百八拾七円を又賦課金に於て前記の金額を何れも予算に比し減収したるを以て結局差引金壹千六拾參円七錢の収入超過を見るに至り以上は次年度に繰越すことを得たるなり

組合を組織せる營業に関する商況

国民保健衛生の思想發達に伴ひ売薬は簡易治病の家庭的必須品と認むるに至り殊に我大和売薬は古来全国津々浦々に臻る迄家庭配置を以て能く其名を知られ年と共に其売行増加するは寔に悦ぶべきことなりとす而れども前々年売薬印紙撤廃直後に於ける配置従業者はその資本關係と地方經濟狀態の關係とにより一時に台頭し来り其数殆んど倍加するに至れるも是は直に以て健全なる發達なりと見る能はず併して其産額前年に比し數量に於て一五、四〇七、七四〇貼又金額に於て一、四三四、八一八円一九錢減少したるは積極的緊縮商策を採りたると廢税に依る新旧品の交換漸次減少したる結果にして資金の

回収今猶順調ならず殊に近時得意場争奪の弊漸く熾ならんとす此秋に方り業者は大に自重し進んで定価の改更を敢行し其需給關係を考察して堅実なる發達を遂ぐべきことに大なる努力を要すべきなり

不正行商人傭人取締

發生調査件数七二件七二人、調査続行せしもの一〇件一〇人、放棄したるもの一四件一四人、停止処分付したるもの一三件一三人、処分猶予したるもの七件七人、訓戒又は注意に止めたるもの二七件二七人停止解除一件一人、合計七二件七二人

売掛代金不払事項

受入件数二件、調停件数二件、其他なし

売薬原料標本陳列

原料品の減損変敗したるものは直に補換し亦新製薬品は其都度追加陳列を為すこととせり

証紙交付価格の変更

本組合の發行する証紙交付価格は昭和二年十一月一日より調製料壹万枚に付金七拾五錢に証紙表示金額万分の

一の賦課経費を加ふることに引下変更を為し其後調製料の引下方を調製請負人と交渉し調製料壹万枚六拾銭に引下ぐ契約を為し昭和三年度より引下交付することとせり

海外売薬及新薬類見本展示会開設

全国売薬業団体聯合会に於て貸付を受けたる商工省蒐集の海外市場に於ける売薬及新薬類見本品六百数十点の廻付を受け十月十日より二十三日迄本組合事務所内及奈良公園内県商品陳列所の二ヶ所に於て陳列し一般公衆の參觀に供す

全国売薬聯合大会開催

第七回大会は我組合当番幹事団体として主催し昭和二年十月二十一日、二十二、二十三の三日間に亘り奈良市、県公会堂に於て開催出席団体数二十七、出席人員二百八名、議事案件提出十七団体四十六件にして参列来賓、新聞記者其他合せて参百五十余名の多数に上り盛況裡に恙なく終了を告げたり之が経費予算七千円実支出六千六百六拾四円余にして内、組合員其他有志の寄付金実収額参千九百拾三元に達したり、而して本会開催に方り

吾組合役員、代議員、組合員等八十余名の大会委員の払はれたる努力亦甚大にして各委員に対しては慰労記念のため錫製茶卓壹組宛を贈呈せり

売薬配置税に関する件

本県は昭和三年度より県税売薬配置税を新設し売薬配置をなす(イ)売薬営業者全請売営業者一人に付年額金五円(ロ)使用人たる売子一人に付金壹円(ハ)其他の売子一人に付金貳円を課税すべく曩に県会に提案せられたるに依り本組合は二重又は不当不合理なる課税なることを提唱し知事及県会に其事由を具して徹廃方を陳情したるに(イ)の業者一人に付金参円(ロ)(ハ)を削除して更に売子一人に付金貳円但し使用人たる売子を除くとの一部修正課税のことに決定せられたるも其後主務省の容る所とならず結局使用人を除く売子即ち得意持売子のみに年税金貳円宛を課税することに更正せられたり之に対し奔走せられたる陳情委員諸氏の労多大なりき

県立売薬試験所設置費寄付の件

昭和三年度に於て県立工業試験場内に売薬試験場を設

置せらるゝに付き是れが費用中へ金貳千円を寄付す

売薬定価の引下

印紙税撤廃直後本組合の決議に基き定価一割引下乃至増量等相当其実行を見たるが其後新規製品等に於て或は定価高きに過ぐるの嫌なき能はず為めに不当割引濫売等の弊を醸生するが如き事のあるは甚だ遺憾に堪へざるなり如斯は宜しく定価の改更を敢行すると共に我大和売薬の声価の保持に力め以てこの弊を矯めざるべからざるの秋なりと信ず

廃棄売薬戻税に関する処置の件

売薬印紙廃止に依る既製薬廃棄処分により戻税を受くるため、大正十五年四月より昭和三年三月迄の二ヶ年間に於ける組合員より申請したるものに対し処分の完了したるもの左の如し処分申請延件数二、二一三件延方数二〇、八二六方廃棄処分を為したる定価総額一二、七一一、六一二円三三銭此戻税交付額金六拾参万五千六百二十四円六十三銭にして期間内に全部の処分完了せり

昭和三年度

組合経費徴収情況並に滞納者の処分顛末

組合の経費は賦課金証紙交付手数料雑収入及び補助金を以てす本年度は賦課金に於て調定後廃業行衛不明等のため徴収不能に至りしもの二十五人金九円八拾銭を生じ年度末収納締切の期限に至り尙未納分若干あり予算に比し金壹百貳円拾銭の減少を見るは甚だ遺憾とせる処なるも年度後徴収の見込十分なり従て滞納処分を行はず又証紙交付手数料に於ては金一千百六十二円二十二銭雑収入に於ては金一百七十二円十二銭何れも予算超過したれども訴訟弁償金拾円を又賦課金に於て前記の金額を何れも予算に比し減少したるを以て結局差引金一千二百二十二円二十四銭の収入超過を見るに至り以上は次年度に繰越すことを得たるなり

組合を組織せる營業に関する商況

国民保健衛生の思想の發達に伴ひ売薬は簡易治病の家庭的必須品と認むるに至り殊に我大和売薬は古来全国津津浦々に臻る迄家庭配置を以て能く其名を知られ年と共に其売行増加するは寔に悦ぶべきことなりとす而れ共廃

税後に於ける配置従業者はその資本関係と地方経済状態の關係とにより一時に台頭し来り其数殆んど倍加するに至れるも是は直に以て健全なる發達なりと見る能はず併して其産額前年に比し、數量に於て六、八〇八、七七六貼、又金額に於て一、四〇一、六五五円六〇錢増加したるは慶ぶべき事なりとすれども、之が資金の回収今猶順調ならず、近時割引濫売の弊倍々増長し、得意場争奪の弊漸く熾ならんとす此秋に方り業者は大に自重し進んで定価の引下改更を敢行して濫売の弊を矯め其需給關係を考察して堅実なる發達を遂ぐべきことに大なる努力を要すべきなり

不正行商人傭人取締

發生調査件数九四件九五入、調査続行せしもの八件八人放棄したるもの十件十人其筋へ申告したるもの五件五人停止処分付したるもの九件九人処分猶予したるもの八件八人訓戒又は注意に止めたるもの五七件五七人合計九七件九七人

売掛代金不払事項

受入件数二件調停件数二件その他なし

売薬原料標本陳列

原料品の減損変敗したるものは直に補換し亦新製薬品は其都度追加陳列を為すこととせり

売薬（製造）監視事項

巡回戸数五六戸、検査方数一方、能書記事の相違七件誇張と認むる記事一件、其他一件

証紙標章に関する事項

發生件数一件其他一件

証紙交付価格の変更

本組合の発行する証紙調製料は昭和三年四月一日より老万枚に付金七十五錢を金六十錢に引下げ亦賦課経費は同年十二月廿日より証紙表示金額万分の二を万分の三に引上げ改更を為したり

証紙交付所の設置

組合員の便宜を計るため組合証紙交付所を左の三ヶ所に設置し八月より開始したり高取町川西勝美、八木町森田福賢高田町小西正蔵

売薬配置税に関する件

本県に於ては昭和三年度より県税売薬配置税を新設課税すべく前年県会の議決を経て之が課税認可を内務、大蔵両省に致されたる結果は一部削除修正認可となり単に得意持行商人にのみ年額金二円を課税せられることとなりたるも其後前年に遡り課税せらるゝが如き穩当ならざること聞き同年九月中島組長、米田顧問、西川事務長等直ちに上京し阿波国富松武助氏の紹介を経て内務、大蔵両省を訪問し本県課税の可否に付研究及陳情し大に得る所ありしなり

県税営業税に関する件

3 同業組合
本県に於て昭和二年売薬行商人に対し県税営業(収益)税を新に賦課徴税せんとして偶当業者より其不可なる旨を以て反対に会ひ一時之が中止し一年有余を経過せる昭和四年二月末日に到り突如昭和二年度検挙分として課税を敢行せんとせるを以て、翌三月一日今井町称念寺に行商人大会を開催して不納同盟を叫び或は訴訟を提起する等行商人の行動平かならず之が対策研究中にあり

県売薬試験場に関する件

是が施設に就ては多年の宿望たりし処昭和三年度に於て本県の施設として高田町県立工業試験場内に併設せらるゝこととなり是が施設費中へ金二千円を寄付し尚進んで設備内容の充実を期待せんが為め次年度に於て更に金壹千円を寄付するの計劃なり

日本実業聯合会大会

昭和三年四月十六日大阪中央公会堂に於て営業収益税に関する件に付協議大会を開催せられ奥野組長、西川事務長の二名出席せり

奈良県実業聯合会

昭和三年七月廿七日奈良県会議事堂に於て總會を開催し昭和三年度業務執行計劃外数件を議決せられたり本組合より中島組長、西川事務長の二名出席せり

全国売薬業団体聯合会特別委員会

昭和三年四月十四日、十五日両日東京本部に於て開催売薬検査心得範圍拡張外数件を付議決定せり本会に中島組長、米田顧問出席せり

昭和四年二月三、四兩日東京本部に於て開催売薬請売
者資格制限に関する件外数件を決議したり本組合より中
島組長西川事務長出席せり

全国売薬業配置部団体の組織

昭和四年三月二十日神戸市に於ける全売第九回大会を
機とし富山、大和、広島、肥前、岡山、滋賀、三重、香
川、熊本、徳島の十組合を以て全国配置売薬業団体聯合
会を設立すべく兵庫県会議事堂に於て関係組合代表者会
合会則を制定し、役員の選挙を行ひ会長に富山売薬同業
組合副会長に大和売薬同業組合を挙げ理事は参加団体よ
り各一名宛を選出することとし尚本組合より本会に対し
売薬行商届済証に関する売薬法施行細則改正方各自所属
の府県へ陳情するの件を提議し慎重審議の結果尚研究を
要するを以て留保することに決定せり本組合より出席し
たる者組長中島太兵衛、顧問米田元、評議員奥村正信、
岡村徳太郎、事務長西川昌一、前田長三郎

天覧品（売薬）の出陳

昭和三年十一月撰行せられたる御大礼の砌天覧に供す

べき本県物産中、大和売薬の出陳方撰許せられ京都大宮
御所に出陳天覧の光榮に浴したる売薬は次記の通りにし
て是が出陳に関しては本組合に於て斡旋の勞を採りその
容器及売薬の調製に際しては清浄を旨とし特に注意を払
ひ謹製したるものにして是が経費壹百五円は何れも出陳
者の負担に帰したり出陳したる売薬及製剤者は次の如
し、同仁、同仁薬業株式会社、三光丸米田徳七郎、下り
尾血の道薬内藤弘一、増田胃腸丸増田増蔵、トンプク頭
痛速効散宮本喜造、家庭小児専門薬帝国家庭売薬株式会
社、トンプクの一発岡村徳太郎、起死回生神薬南才次
郎、トンプク風薬川田滋美、人参長命湯温泉吉村条太
郎、真正亀油剤オイルパスタ米田利義、清急丹吉田楢
吉、万病六神丸森本覚次郎、翁寿円上森嘉兵衛、万病感
応丸米田弥治郎、福寿救命丸中村玄多郎、頭痛齒痛神宮
散敵傍共同調剤所、胃腸剂急効斎藤信太郎、天狗救命丸
中島太兵衛、キノエさふらん湯平山太次郎、かぜぐすり
妙頓服奥野美輝、清保脳薬西川清保、虎胆安本昌作、処
脩六神丸奥村正信、天薬健胃錠植田盛之助、トンプク東

3 同業組合

洋風薬東洋売薬株式会社、せきどめトンプク南芳雄、福神丹森田源吉、鯉胆丸安田寅吉、ねてもすぐおきる風薬松原利左衛門、風熱速効テキメン散大和製剤合名会社、神薬西岡徳之、菊楼中田正司

昭和四年度

組合経費徴収情況並に滞納者の処分顛末

組合の経費は賦課金証紙交付手数料雑収入及補助金を以てす本年度は賦課金に於て調定後廃業行衛不明等のため徴収不納に至りし者二十四人金九円四十銭を生じ年度未収納締切に至り尚若干の未納ありて予算に比し金百五十九円五十五銭減少を見たるは甚だ遺憾とせる処なるも賦課等級査定組合会に於て既に金八十三円九十銭を削減せらるため未納分は少額にして年度後徴収の見込十分なり従て滞納処分を行はず又証紙交付手数料に於ては金壹千六十二円二十四銭雑収入に於ては金百廿弍円四十参銭繰越金に於ては金百四十四円九十銭何れも予算を超過したるも訴訟弁償金十円を又賦課金に於て前記の金額を何れも予算に比し減収したるを以て結局差引金一千百六十

円二銭の収入超過を見るに至り以上は次年度に繰越すことを得たり

組合を組織せる營業に関する商況

国民保健衛生思想の発達に伴ひ売薬は簡易治病の家庭的必須品と認むるに至り殊に我大和売薬は古来全国津々浦々に臻る迄家庭配置を以て能く其名を知られ年と共に其売行増加するは寔に悦ぶべきことなりとす而れとも廃税後に於ける配置従業者は其資本関係と地方経済状態の關係とにより一時に台頭し来り其数殆んど倍加するに至れるも販路は同一にして拡大を見ざるが故に同志競争の弊に陥り易く販売上の影響を受け其産額前年に比し数量二、二九四、二四〇貼とし金額七六二、二六二円の減少を来したるも是は漸進的健実なる発達の前是として悲観すべきに非らず然れども資金の回収今猶順調ならず殊に近時割引濫売の弊倍々増長し得意場争奪の弊亦熾ならんとす爰に於てか業界の先覚者は遠く販路を中米メキシコ及び南米ブラジルに需めんとして既に久しく其調査を遂げつゝあり此秋に方り業者は大に自重し進んで定価の

引下改更を敢行して濫売の弊を矯めその需給関係を考察して堅実なる発達を遂ぐべきことに大なる努力を要すべきなり

不良行商人使用人取締

発生調査件数一〇三件一一八人、調査続行せるもの一〇件一二二人、放棄したるもの一二件一二二人、其筋へ申告したるもの七件八人、停止処分付したるもの一一件一七人、処分猶予したるもの五件七人、訓戒又は注意に止めたるもの六五件六五人、停止解除一件五人合計一一一件一二六人

売掛代金不払事項

受入件数三件調停件数三件其他なし

売薬（製造）監視事項

巡回戸数七六戸検査方数四件能書記事の相違二二件仕上量の相違一件誇張と認むる記事一件其他一一件

証紙に関する事項

証紙に関する事項発生件数七件調査続行件数一件其他

一〇件

標章に関する事項

発生件数一件調査続行件数一件標章を用ひざるもの一件其他なし

売薬原料標本陳列

原料品の減損変敗したるものは直に補換し亦新製薬品は其都度追加陳列を為すこととせり

売薬配置税に関する件

売薬得意持行商を為す者に対し昭和三年度より新設課税せられつつある県税売薬配置税一人年額二円を昨四年度県会に金壱円に改め雇売子に至る迄悉くに課税すべく提案ありたるに付其不当不合理なるの故を以て此機会に撤廃せらるべき様極力反対陳情の結果県会に於て前年通りの標準に依り課税すべく復活の更正決議ありたり

県立売薬試験部に関する件

本県の施設として昭和三年度に於て高田工業試験場内に併設せられたる売薬試験部の設備内容の充実を期待せんがため金一千円を寄付したり

全国売薬団体联合会特別委員会

3 同業組合

昭和四年十一月十五、十六兩日東京本部に於て開催

(一) 薬業者店員養成の件 (二) 本会を公益団体として申請の件以上二件は諮問事項にして (三) 全国各組合に売薬請業者制限に関する調査機関設置の件 (四) 購売組合に於ける濫売防止に関する件 (五) 本会名を全国薬業団体联合会と改めんとす (六) 売薬濫売防止の件 (七) 配置売薬濫売防止に関する件 (八) 売薬に対し営業収益税免除方を其筋へ請願の件 (九) 第十回大会以後は隔年開催とする件以上九件を付議決定せり本会に中島組長、奥村副組長、米田顧問出席せり

売薬の出陳

朝鮮博覧会は朝鮮総督府主催の下に昭和四年九月十二日より十月三十一日迄京城に於て開催せられたるを機とし組合員製剤百二十点を出陳し全道に家庭的な大和売薬を宣伝せり之が経費百四十円拾銭は何れも出陳者の負担に帰したり又昭和四年九月広島市主催の昭和博覧会開会を機とし輸出売薬奨励の趣旨により其貿易館へ特に輸向売薬を出陳せり昭和四年九月愛知県蒲郡南部小学校より

産業教育の充実と地理教育の促進資料とすべく重要物産たる大和売薬の寄贈方申越されたるに付当所は其趣旨の適切なるを賛し該地方に關係ある組合員より製剤七十点を寄贈したり

昭和四年十月八日県立奈良商業学校記念日当日展覽開催に際し組合員の製剤五十点を出陳し該売薬は教育資料として其儘寄贈したり

謹んで按ずるに伊勢神宮式年遷宮の大儀は古来の御掟にして実に国家至重の盛典たり

古来正遷宮の翌年は俗に御陰参りと称し参宮者最も多く雲集する好機にあたり宇治山田市主催の下に御遷宮奉祝神都博覧会開催せらる本組合員は畏くも大神の照観を仰ぎ奉るの信念を以て精製したる売薬百七点を出陳せり其経費金四十四円五十五銭は何れも出陳者の負担に帰したり

売薬製剤参考書配付

昭和五年一月十六日付を以て県立工業試験場売薬部に於ける試験報告及昭和四年中配伍薬品許可一覧を一般組

合員に配付し製剤上の参考に供したり

代用証紙設定に関する件

定価五銭以下の小額売薬の調製費軽減の趣旨により代用証紙表示規定を設け昭和五年一月十七日より施行せり而して代用証紙承認願出に係るもの六名にして何れも承認に決す

売薬印紙税復活反対陳情に関する件

日本医師会は昭和四年十一月第九回総会開催に際し売薬印紙税復活の件を決議したりと仄聞し我業界に重大な結果を招来するものと認め本組合は昭和五年二月十日付内閣総理大臣、内務、大蔵両大臣宛是れが反対陳情書を提出し置きたり

指定旅館

本年度指定戸数四二戸本年度廃業其他に依り取消したるもの六戸現在戸数三六七戸

役員異動

役員代議員の任期満了と同時にこれが改選挙の結果左の通り当選就任す、昭和四年四月二十日当選五月三日就

任認可、組長中島太兵衛、副組長奥村正信、評議員安本昌作、中村駒治郎、内藤弘一、吉川徳蔵、喜多正義、谷口寅蔵、五月七日評議員会に於て内藤弘一は議長に喜多正義副議長に当選す。十二月二十二日内藤弘一は家事都合に依り評議員辞職届出に付十二月三日組合員に於て辞職承認す補欠選挙に対しては協議の結果一時延期することとに決す

昭和五年度

組合経費徴収情況並に滞納者の処分顛末

組合の経費は賦課金雑収入及補助金を以てす本年度は賦課金に於て調定後廃業行衛不明等のため徴収不納に至りし者十六人金七円四十銭を生じ年度末収納締切に至り尚若干の未納ありて予算に比し金八十六円二十五銭減少を見たるは甚だ遺憾とせる処なるも賦課等級査定組合会に於て既に金四円八十銭を削減せらるため未納分は少額にして年度後徴収の見込十分なり従て滞納処分を行はず、又甲製造営業割（証紙による）に於ては金六百三十五円四十銭雑収入に於ては金八十六円二十五銭繰越金に

3 同業組合

於ては金九百三十円六十九銭何れも予算を超過したれど訴訟弁償金に於て金十円を予算に比し減収したるを以て結局差引金壹千六百四十二円二十五銭の収入超過を見るに至り以上は次年度に繰越すことを得たり

組合を組織せる営業に関する商況

保健衛生の啓発に伴ひ売薬は一般民衆の簡易治病上寔に重要地位を占め家庭的必須品たるの域に到りたることは實に悦ぶべき事にして斯業の任又重しとせざるべからず我大和売薬は今やその国の内外に渉り、家庭配置を以て其名を専らにし年次製産の増加を来し組合創立当初の約廿倍に達する現況なり然し乍ら世界的經濟不況は其極に達して延ては小額取引の本業販売上に相当の影響を蒙り前年に比し數量に於て二四、六九七、五三〇貼又金額に於て三、六〇五、四六〇円の減額を示し資金の回収又相当困難を来しつゝあり加之近時割引濫売の弊著しき秋に方り営業者は大に自重し適當なる定価の引下改更を敢行して其弊を矯め以て需給關係を考察し堅実なる發達を遂ぐべき事に努力を要すべきなり

不良商人使用人取締

發生調査件数一七九件一八二人、調査続行せるもの八件八人、放棄したるもの一〇件一〇件、其筋へ申告したるもの一三件一六人、停止処分付したるもの二一件二四人、処分猶予したるもの三件三人、訓戒又は注意に止めたるもの一三七件一三八人、合計一九二件一九八人

売掛代金不払事項

受入件数一件、調停件数一件、其他なし

売薬（製造）監視事項

巡回戸数六八戸、検査方数五件、能書記事の相違一〇件、仕上量の相違一件、其他一二件

証紙に関する事項

發生件数七件、調査続行件数二件、証紙貼用せざるもの一件、証紙誤貼のもの一件、其他五件

標章に関する事項

發生件数四件、調査続行件数一件、標章を用ひざるもの三件其他一件

其他

商標に関する事項三件、売薬販売上に関する事項六件、其他三件

大和親和会に関する件

前年依託販売に関する委員会の決議に基き昭和五年六月十七日大和親和会の設立を見たり本組合は其趣旨を賛し其創立に対し壹百円の補助金交付し事業遂行を期せしめんとす

全国売薬業団体联合会特別委員会

昭和五年十月十五、十六両日東京本部に於て開催せり協議事項左の通り一売薬許可範囲促進の件 二売薬部外品取締規則制定促進方要望の件 三専門学校以上の薬学校に和漢薬及薬物学(薬理学)の講座を設けられんことを請願の件 四内務所管の下に売薬組合法の設定を要請する件 五重要物産同業組合法に経費賦課金を強制徴収し得べき規定設置方実現の件 六売薬請売業者資格制限に関する件

其他報告事項五件本組合より中島組長及奥村副組長の両名出席せり

営業収益税に関する件

昭和四年二月三日営業収益税に関する件に付、有志協議会を当事務所内に開催し、出席全員を委員となし税務当局に折衝のことに決し二月四日全委員高田町に集合葛城税務署に之が趣旨陳情をなしたり

税務懇親会開催に就て

昭和六年三月十四日高田町に於て税務当局を招聘し税務懇談会を開催したり、出席会員七十余名に達し盛会を極め税務智識の得る所尠からず、講師葛城税務署長村岸寿之助、直税課長白川弥作

陳情書提出の件

昭和五年七月三日全国配置売薬聯合会の決議に基き売薬行商届出手続省略方の件に付、内務省衛生局長宛陳情書を提出す、尚該陳情書写を関係各組合に向け通達したり

昭和五年六月七日を以て売薬にセンソ配伍許可復活方に関し全国売薬業団体联合会に建議書を提出せり

昭和五年七月八日付を以て売薬にセンソ配伍許可復活

方に関する内務大臣宛の陳情書草案を作製し、全売本部に之を提出せり

麻薬取締規則公布

昭和五年五月十九日内務省令第十七号を以て麻薬取締規則公布せられたり依て之が関係組合員に其手続方に付通告し届出に便ならしめたり

売薬法施行規則改正に関する件

昭和五年九月二十五日付内務省令第二十九号を以て売薬法施行規則改正に方り之れが改正事項に付組合員に周知せしめ其励行方を期したり

売薬製剤参考書配付

県立工業試験場売薬部試験報告書を一般組合員に配布し製剤上の参考に供したり

売薬の出陳

3 同業組合
観艦式記念海港博覧会、昭和五年九月神戸市に於て神戸博覧会協会主催の下に観艦式記念博覧会開催せらるゝに方り未曾有の御式典を記念すべく組合員製品の多数を出陳し以て大和売薬の宣揚に資する処多かりき、出品者

は一七名とす、国産愛用の趣旨徹底の為本県主催の下に県商品陳列所に於て国産品輸入品対比展覧会を開催せらるゝに方り我組合はこれに参加し組合の製剤多数を出陳し国産大和売薬の宣揚に資せり、出品者は二十二名なりき

重要輸出品陳列所出陳。我大和売薬の輸出貿易助長に資すべく神戸商工会議所内重要輸出品陳列所に組合製剤を出陳し振興を策したり出陳者二十二名なりき

指定旅館

本年度指定戸数四三戸、本年度廃業其他に依り取消したるもの一七件、現在戸数三九三戸、宿料定額を値下げせしもの一五三件

昭和六年度

第三回全売配置部会

第九回全国売薬業団体聯合大会（於神戸市）の開会前に兵庫県庁第二県会議室で発会式を挙げたる、全国売薬業団体聯合会配置部会は、其第三総会を四月三日正午より、宇治山田市岡本町の警察署楼上会議室に於て吾組

合が司会の許に開会、曩に大和売薬組合より提案し、可決確定議となれる（売薬行商届済証の改廃方陳情の件）其後の（前に記述せるを以て茲に省略す）経過報告並に今次富山売薬同業組合より「現行法の売薬請売及行商の届出制度を地方庁の免許制度（地方庁の免許鑑札を受くるが如き）に改正方請願の件」の提案に関しては、「従来行商人の行商届済証を免許制に改正せらるべく主務省に陳情する件」と訂正し提案審議の結果委員付託となり、吾組合より喜多評議員、奥野代議員、組合員前田長三郎三委員出席、提案者たる富山組合橋文蔵氏を委員長に推挙し、吾組合側は其案の趣旨に於て、曩に提案決議せられたる大和案と略同一なれば大いに共鳴すべく主張せるに、滋賀吉岡組長は「販売員の職業資格の確立は、賦課税の誘因となるべし」とて是を恐れ本案に反対、広島県渡辺組長は「従来請売業の資格限定に吾等の反対し来りしは、配置行商員にも其制度の齎す処必然なりとしてなり、然るに永年反対し続けた吾等お互が、今や本部大会を開かれんとする前に、卒先し本案の可決を見るが如きは、吾等

の面目上から賛成し難く、又我等未だ充分の研究致し居らず、故に本案は研究の為、次年度迄延期保留せられたし」と述べ次で大和の組合員前田長三郎「売薬は一個の商品にして其製剤家に、資格の限定ある以上、其産出せる製品の取扱者に、資格の限定は不必要なり、又其制限すべからずと云ふが如きは、只一つの理窟にして、事実問題に於て職業地位の向上を計ることは、勢ひ商品価値の向上進歩を誘発せしむることとなり、お互同業組合存立の趣旨から論ずるも、又今日の如く濫売不当競争不正商行為等々数へ来らば、幾多の苦難が我等当業者の行商販売上に大なる暗礁となりつゝある、此現況に鑑みて此儘何等の策も施さず販路は漸次閉塞し、或は破壊されて再び挽回の途なき迄に到るべしと秘かに憂ふるものにして本案の如きは最も機宜に適する最良の案なりと信じ、吾人は賛成するものなり、又、滋賀組合から課税云々のお説ありしも業界不振のための免税と比し、営業の収入安全、日を追ひ月を重ねて倍々発展進歩して、茲に、新税賦課或は増税等せらるゝと何れが耐へ易すからん？

又広島組合より永年反対を唱へた面目上云々とお説ありしも、我等今日迄の反対理由は、趣旨に賛成するが時期早尚（廢戻税前後の一大拡張進展の時期なりしたためか）の故を以つて反対し来たりしものと推定し、其時期到来すれば賛成して可ならんと信ず。然るに、今日迄反対し来りし面目のため云々とお説あれども是等代表者の面目潰るるとも、吾等は当業者の利益擁護、或は斯業の進歩発展のため了承せらるべき筈なりと信ず」云々、次で、

渡辺広島組長より「折角の提案を敢へて反対するものにあらず、されど前年度是と同趣旨の案を決議せりとは云へ、未だ改廢の実現せず、今又更に本案の可決するが如きは陳情案の作製のみを行ひ、実行力に乏しき会なりとの批評を重ねるに到るべし」云々とて茲に橋委員長は暫次休憩を宣し飯倉組長と合議する処ありて、再会を宣し「本案は富山県に於て行ひたる、官民合同の売薬振興研究会に於ける、鈴木知事の考案に基づくものにして、知事は先づ本案より他に執るべき手段なき事を声明し、本案の作製提出せる次第なり。故に保留にされ或は訂正さ

れるが如き場合は熱心なる知事の努力も、当組合の信任虧きために水泡に、帰せしめたる事となり、我等の最善なる応援機関たる県当局への都合悪き為め本案は出さざりしものとして、提案者が無疵で持帰り渡し、故に会議へ本件の委員会より報告すること、並に新聞記事に報導せらるゝ事をお許し願ひ度し」と了解を求めて委員会は閉会。直に本会議の日程に入りたり

売薬出陳

五月二日より十日間富山県商工課並に同県売薬同業組合主催の売薬展覽會が富山市商品陳列所に開設せらるゝに及び我大和売薬より十数氏の出品ありたり

売薬配置税に関する件

前年度より引続き起税基礎不合理にして不当なる全税の全廢に關し、奈良県知事及び同県会に陳情書提出、是が初期の目的達成に勉めたり

売薬試験部の独立運動の件

奈良県立工業試験場に併置せる売薬試験部の経営独立たらん事を欲し、奈良県知事及び同県会に陳情し、是が

目的達成に務めたり

而して、十二月八日通常県会最終日に、奥村正信、松原利左衛門、仲川房次郎の三県会議員の、建議案として提出され、満場一致を以つて採択せらる

奈良県薬学校補助金下付に関する件

昭和六年度は吾組合経由の上金三百円の県費補助を（県繰越金中より）得たるも明七年度県当局の予算に編入せられざりしため、是が実現せらるべく県知事並に同県会に陳情書提出し是が目的達成に努力せり。而して奥村、松原、仲川の三県議の努力により、教育課実業補習学校補助費として、金六百円の予算編入せらるゝことゝなれり

更に、奥村氏ほか三議員より『私立奈良県薬学校を、県営に移管し、是を奈良県実業薬学校にされたし』との提出建議も、満場一致の賛成を得、採択せらるゝことゝなれり

製造数量並価格

内地向売薬の製造数量八九、六〇七、〇五〇貼価格一

四、二九二、三〇〇円三〇銭前年に比し数量に於て一

九、九九一、七八四貼減、価格に於て、三、五四一、三六二円六〇銭減なり

又輸移外向製造数量四十一、四〇〇〇貼、価格九二、

〇九九円七〇銭製造数量に於て四三、一八四貼増、価格八、三七二円六〇銭増、合計九〇、〇七八、四五〇貼（前年比一九、九四八、六〇〇貼減）其価格一四、三八四、四〇〇円（前年に比し三、五三二、九九〇円減）なり

組合を組織せる営業に関する商況

方今経財界不況其極に達し之等小額取引の本業販売上に相当の影響を蒙り前項の如く減額を示し資金の回収又相当困難を来しつゝあり加之近時濫売の弊著しき秋に際し当業者は大に自重して適當なる定価の改更を敢行し其弊を矯め以て需給関係を考察し堅実なる發達を遂ぐべきことに大なる努力を要すべきなり

不良行商人使用取締

發生調査件数三五三件三五七人、調査繰越件数五件五人、放棄一三件一三人、其筋へ申告三件三人、停止処分

3 同業組合

一件一五人、処分猶予一件一人、訓戒又は注意に止めたるもの二九八件二九八人、調査続行中三二件三二人、合計三五八件三六二人、尚既使役停止者に対しては最近の動静調査を行ひ以て取締の励行を期し更に進んで努力しつゝあり

売掛代金不払事項

受入件数二、調査続行中二

監視事項

売薬（製造）監視事項は特記すべきものなく、巡回戸数九五其他五、また証紙に関する発生件数五、調査続行一件、其他一件、標章に関する発生件数一件、調査続行件数一件、其

東北凶作地方へ売薬寄贈の件

昭和六年東北地方殊に岩手、青森両県下一帯は近来稀なる凶作の災厄に遭遇し寄贈薬五万巻千五十個その価格一九五六円五十銭を收受し之を二分し木箱参個づゝに納め昭和七年二月二十九日岩手青森両県宛発送せり、方数一二〇方、個数五一〇五〇

売薬配置税撤廃に付

昭和六年十一月二十四日附本県知事並同県会議長に不当不合理なる売薬配置税の撤廃方に関し陳情書を提出す

工業試験場売薬部独立方に付

昭和六年十一月二十四日附本県知事並同県会議長に工業試験場売薬部の独立要望に関し県薬剤師会売薬部会連署を以て陳情書を提出す

補助金下付方請願に付

昭和六年十一月二十四日附本県知事並同県会議長に私立奈良県薬学校補助金下付方の義に付同校並設立代表者連署を以て請願書を提出す

売薬行商届済証下付取扱方変更に付

昭和七年一月十一日附本県知事に売薬行商届済証の下付を地方警察署又は町村役場に委任せらるゝ様陳情書を提出す

売薬法令施行細則中一部改正方に付

昭和七年一月十一日附本県知事に売薬法令施行細則第一八条の二売薬調製簿の様式改正方に付奈良県薬剤師会

連署を以て陳情書を提出す

売薬出陳に関する件

昭和六年七月十二日より四十日間北海遣札幌市中島公園に開催の北海道拓殖博覧会へ本組合より十氏の出品ありて声価の宣揚に勉め之が経費は何れも出陳者の負担とせり

昭和六年五月四日より十日間富山市商品陳列所に於て開催の富山県売薬展覧会へ本組合より十六氏の出品ありたり

昭和七年二月七日御所小学校に於て開催の奈良県特定研究会に衛生参考資料として売薬原料品組合員製剤百余点を陳列し参会者の縦覧に供せり

昭和七年度

組合経費徴収情況並に滞納者の処分顛末

組合の経費は賦課金、手数料、雑収入、補助金、繰越金を以て処弁す、本年度賦課金に於ては金一千八百九十三元八十一銭の増収にして之を細別すれば甲製造営業割に於て金一千九百二十四円四十六銭の増収を見たるも乙

製造営業割に於て金七円二十五銭、請売営業割に於ては金二十三円四十銭の減収を示せり

殊に請売営業割に付ては収納締切に当り尚若干の未納を残したるは甚だ遺憾とするも年度経過に於て徴収見込充分なるに依り、滞納処分を行はず、手数料に在りては金貳百四十二円八十五銭、補助金に於て金十円、繰越金に於て金三十七円銭十一の増収なるも、難収入に於て金十六円九十七銭の減収を来したり、結局収支差引金二千六百九十四円三十四銭の収入超過にして次年度へ繰越することゝなれり

組合を組織せる営業に関する商況

数年来に亘る経済界不況の影響は愈々深刻の度を加へ殊に農、山、漁村の疲弊困憊はその極に達し、為めに一般大衆を華客とする我組合当業者にありては直接或は間接之が影響を蒙り需要減に加へて掛代金の回収困難にして相当資金の停頓を来せる状態なり

後半期満州事変前後に到り財界稍々活況を呈したりと雖も之がため原料薬品、紙類其他附属品の騰貴により反

3 同業組合

つて金融の逼迫は経営上困難に遭遇せり

加之不況は商策上、濫売其他の事故頻出の弊を招き臙て業界混乱の徴あるに鑑み本組合は特に下項に掲ぐるが如く行商最寄会或は同取締細目を設定し一面製剤の改善に力を注ぎ以て業の統制と声価の保揚に努めて、共同の利益増進を計りつゝあり

従て本年の生産高は如上の誘因等より前年に比し更に其減額（数二、五五六、六二三貼、価額四八一、九四二円五〇錢）を示し移輸出に於ても上海、満州両事変の影響に併せて不振を示したり、然れども新興満州国の確立に伴ひ茲に捲土重来以て我大和売薬業の進展に大なる努力を要すべきなり

定款変更

昭和七年三月二十二日付申請の本組合定款第四条外十五ヶ条に亘る改正は昭和七年四月十九日付を以て認可せられたり

昭和七年十二月十七日通常組合会に於て決議したる定款第二七条外七ヶ条に亘る変更は昭和八年一月十八日付

を以て認可せられたり

証紙に関する事項

予て調査研究に成る円形証紙は昭和七年四月十九日指名入札執行の結果下記、奈良県高市郡越智岡村大字車木二二二地、調製所大阪市北区曾根崎町中一丁目二六番地、請負人岡村源太郎に決定し今年五月廿一日より発行せり

種類形状及色彩は売薬定価参拾銭用は褐、五拾銭用は淡褐壹円用は鉄、貳円用は赤、参円用は海老褐、五円用は藍の六種で、形状は直径六分（仕上げ七分）の円形にして周囲は二十四枚の花弁形とす

証紙交付価格の変更

本組合に於て発行する長方形証紙の調製料は壹万枚に付四十八銭の処、昭和八年一月一日より壹万枚に付き金四十銭に引下げ、又円形証紙調製料は壹万枚に付金壹円五十五銭に定む而して交付価格は昭和七年七月三十日より証紙表示金額の万分の四を万分の六に引上げ改更を為したり

組合標章権

本組合標章は予て標章権存続期間更新登録願書提出中の処昭和七年四月十八日登録せらる

全国売薬業団体联合会

第十二回全国売薬業団体联合会大会は昭和八年一月廿

一、廿二両日東京売薬同業組合事務所楼上に於て開催せられ、昭和六年度事績報告承認の件外十九議案に付き附議決定せり因に大和組合より提出せる議案は左の通り

一 満州国売薬制度に付其筋へ建議の件

本部委員一任に決す

一 売薬法施行規則第一六条の二改正方其筋に陳情の件

原案通り決す

一 移出売薬取扱手續緩和を陳情する件

本部委員一任に決す

一 行商届済証の方名省略を陳情するの件

尚研究の余地あるにより保留に決す

当日の附議案件は同業組合定款の効力と次官通牒の件

なりき

全国配置売薬業団体联合会

年四回全国配置業団体聯合總會は本組合主催の下に昭和八年一月九、十の両日に亘り本県畝傍町建国会館に於て開催し、昭和六年度業務成績報告並に経費決算承認の件外十三議案に付き附議決定管てなき熱誠を捧げ頗る盛會裡に終了したり

尚出席各団体は富山組合五七名、広嶋組合三名、滋賀

組合一名肥前組合一〇名大和組合七〇名

因に本組合より提出の議案は左の通り

一 売薬法施行規則第一六条の二改正方其筋に陳情の件
原案通り決し第一二回全売大会に本会出席組合の聯合提案とし目的達成に努力すること

一 売薬請売資格制限に関する本聯合会の態度方針に関する件
従来の方針通り反対することに決す

一 聯合会規約改正の件

原案通り決す

監視事項

巡回戸数六二、能書記事の相違三、誇張と認むる記事一、其他五

不良行商人使用人取締事項

発生件数三一八件三二七人、調査続行せるもの一三件一三人、放棄したるもの六件六人、其筋へ申告したるもの二八件三一人、停止処分付したるもの二七件三三人、処分猶予したるもの一件一人、訓戒又は注意に止めたるもの二一三件二一三人、合計二八八件二九七人なり

売掛代金不払事項

受入件数八件、調査継続件数三、棄却又は取消件数三

調停件数二

標章並証紙に関する事項

証紙に関する事項は発生件数六、調査続行件数一、証紙貼付せざるもの四、其他二、標章に関する事項なし

其他

商標に関する事項一件、売薬販売上に関する事項四件、得意売買上に関する事項四件、其他一件

売薬原料標本陳列

原料品の減損変敗したるものは直に補換し亦新製薬品は其都度追加陳列を為すこととせり

薬業会の設置

予て組合並行商人の親睦円満を図り協同一致営業上の弊害を除去し以て共同の利益増進と斯業の向上発達を計る目的の下に各地方薬業会の設置を奨励し来れり

然して今期中之が設立したるもの、昭和八年二月拾七日設立、区域王寺町及其附近、名称王寺薬業会、会長笠井清三郎、尚田原本町に於て目下設立準備中に付次期に記すべし

行商最寄会設置の奨励

大和売薬現下の要務は販売の統制と声価の保揚にあり凡そ販売統制の欠如は自然声価の失墜を招来し聽て斯業盛衰の岐路に到達するは茲に多言を俟たざるなり

本組合は昭和七年三月廿六日の決議に基き密接なる關係を有する行商地域毎に行商最寄会を結成せしめ之を組合指導の下に置き協同一致営業上の弊害を矯正し向上発

展を計り共同の利益を増進せしむるを目的とし以て機会ある毎に之が設置の奨励に勉めつゝあり

設置年月日

名 称

地 域

七・二・十 大阪府兵庫県同業共 大阪府 兵庫県
栄会

七・二・二一 福井県親交会 福井県

七・八・二十 三重県同業共栄会 三重県

七・十・十四 西濃同盟会 岐阜県

八・一・二 奈良富山売薬同盟会 北海道瀬棚・大樽両郡

八・二・十 岩手共正会 岩手県

八・二・十二 熊本県同盟会 熊本県

八・三・二十三 福岡県共正会 福岡県

今期中に設置せられたるものは以上の如くにして日尚浅きに拘らず相当成績の見るべきものあるは洵に欣ぶべき事にして夫れ々最寄会役員並に会員の努力に俟つ所多し

行商員取締委員設置

本組合の規程に基き、昭和七年七月拾六日附(満二ヶ

年)松尾駒吉、玉巻政吉、瀬川貞吉、小走繁太郎、吉川保治郎及び八・三・三一附今井豊造の六名を行商人取締委員に依頼せり

行商人取締に関する打合懇談会開催の件

晩近売薬行商上に関し事故頻出に鑑み之が取締の徹底を期すべく昭和七年九月廿五日奈良県八木町八木警察署楼上に於て本組合管内御所、八木、高田、桜井、田原本各警察署幹部係官と打合せ懇談会を開催し取締上資益する処多かりき

満州事情に関する懇談会

昭和七年五月九日今井町役場楼上に於て在奉天小川万治郎氏(高市郡金橋村出身)の帰国を機とし満州の近況に付講話会を開催し、出席者廿余名にして親しく応答を重ね、斯業進展上資する所多かりき

実用支那語講習会

本会は講師中尾隆貞師を招聘し、七月四日より同廿七日に至る十四日間に亘り組合事務所内に開設せり

時將に耳目満州に集中の秋に際会し講習生総数卅五名

3 同業組合

にして何れも克く熱心に聴講せり

而して全月三十日本会終了式当日特に新興満州の知識向上に資すべく満州事情講演会を開催す

参会者六十名に達し「満州視察の一端」県属松田喜蔵、「満州と言語に就て」中尾隆貞両氏の有益なる講演あり多大の感動を与へて本講習会開催の意義に一段の光彩を添へ將に我大和売薬の満州地方進展上に便益する処大なりしと信ず

薬事講話会

昭和七年九月十三日畝傍町建国会館に於て開催し

売薬法施行規則の改正に就て 衛生課長 蜂須賀信之

売薬部外品取締規則に就て 地方技師 森 正五郎

第五改正日本薬局方に就て 衛生技手 中島 利夫

以上三氏の講演は何れも各種法令諸規則の改正要旨の徹底を期し、当業者の備便に資したり

当日の参会者百五十名

福島県薬業協会の計画に関する件

本件は県当局の売薬製造計画にして事、斯業に影響す

る所大なるに鑑み、組長松原利左衛門、副組長西川清孝、相談役吉田久四郎、事務長岡本憲作の四氏を調査員として派遣し調査の結果何等具体的に計画にあらざると判明す

諸印刷物

一 行商最寄会規定並行商人取締細目を抜萃し之を店頭に掲示せしめ主旨の徹底を期したり

二 第四回全国配置売薬業団体聯合会に於ける決議に基き之が協定事項を店頭に掲示せしめその実行を期したり

三 第五改正日本薬局方改正に当り薬品名新旧対照表、

誇大広告違反例を作製し売薬営業上の参考に資したり

四 薬事法令集を発行し当業者業務上の指伴となし斯業の円満なる発達を所期す

五 麻薬を原料とする売薬の届出に關し之が手續方に付詳細組合員に通知し本規則の知悉せしめたり

天覽売薬

昭和七年十一月奈良大阪両府県下に於て御統監の陸軍

特別大演習の砌、天覧に供すべき本県物産中大和売薬の出陳方撰許せられ大阪行在所に於て畏くも、天覧の光栄に浴せる売薬数十種に上り、其売薬及容器の調製に際しては清浄を旨とし、特に注意を払ひ謹製したるものなり而として之が経費は出陳者三十三氏の負担に帰したり

博覧会其他の出陳

第三回満州見本市は六月廿四日より三日間奉天に於て開設せられ本組合よりは米田徳七郎氏が三光丸を出陳せり

金沢市産業と観光の大博覧会

昭和七年四月十二日より全六月五日迄五十五日間に亘り金沢市に於て開設せり

本組合は之に参加し組合員十七名の製品を出陳し大和売薬の声価の宣揚に資したり、之が経費は各自の負担に帰す

売薬寄贈

昭和七年十一月奈良大阪両府県下に於ける陸軍特別大演習に際し御警衛警官並参加新聞記者に対し聊か慰勞の

ため売薬（清涼劑）を寄贈することとなり役員、代議員、顧問、相談役諸氏より二、四四〇個を收受し之を贈呈したり、之に対し泉本県警察部長、多田新聞班係長より丁重なる謝状に接したり

三陸地方震火災罹災地へ義捐

昭和八年三月三日岩手、宮城、青森各県に亘る大震火災に方り本組合は罹災同胞の保健状態に想到し売薬寄贈方を組合員へ懇請したるに売薬九千九百四十個及現金四円也を收受したり

因に寄贈薬は之を木箱に納めて入念に荷造し同月末日救療本部に、又現金は本県社会課の手を経て贈呈せり尚組合を経由せず直接寄贈せるもの多数ありたりき組合經由の寄贈薬の方数二五方、個数九、九四〇個、現金四円、人員合計二〇人なり

積立金（職員退職給与金規定に依る）

前年度末現在高一、一八八、四〇、本年度積立金九八七、三七七本年度処分金二、〇三五、〇七、本年度末現在高一四〇、七七円

指定旅館

新規の指定旅館戸数二四戸、廃業其他に依り取消したるもの三件、現在戸数四五三戸、宿料値下げせしもの四六件

奈良県観光産業博覧会

奈良市制三十五周年記念観光産業博覧会（会期昭和八年三月二十日より全五月十五日迄但し一週間会期延長）開設せらるゝに当り組合役員会の決議により大和売薬の出陳に関する件一切を大和売薬出品協会（奈良日報社前田社長）に囑托し、審査の結果森田博覧会長より金牌賞等の受与せられたる者二十一人に及べり

（前田長三郎『大和売薬史』昭和八年刊）

五 大和売薬同業組合業務成績（抜粋）

昭和八年

昭和八年度

組合経費収納状況並滞納者ニ対スル処分顛末

組合ノ経費ハ賦課金、手数料、雑収入、補助金、繰越金

ヲ以テ処分ス本年度賦課金ニ於テ金壹千八百拾参円参拾貳銭ノ增收ニシテ之レヲ細別スレバ甲製造営業割ニ於テ金壹千九百二十八円十九銭ノ增收ヲ見タルモ乙製造営業割ニ於テ金十九円二十七銭請売営業割ニ於テ金九十五円六十銭ノ減収ヲ示シタリ殊ニ請売営業割ニ付テハ収納締切ニ当リ尚相当ノ未納ヲ残シタルハ甚ダ遺憾ト存ズルモ年度経過後ニ於テ徴収見込充分ナルニ依リ滞納処分ヲ行ハズ手数料ニ於テ金二百十八円六十銭雑収入ニ於テ金百五十四円八十銭繰越金ニ於テ金二百五十九円三十四銭ノ增收ナルモ補助金ニ於テ金四百五十円訴訟弁償金ニ於テ金十円ノ減収ヲ来シタリ歳入ニ於テ金壹千九百八十六円六銭ノ収入超過ニシテ歳出ニ於テ金壹千四百二十円四十八銭ノ支出減ヲ合シ金参千四百六円五十四銭ヲ次年度へ繰越スコト、ナレリ

違約処分ヲ為シタル員数処分ノ種類及其理由 ナシ

仲裁判断若シクハ調停ヲ為シタル事項 ナシ

組合未加入者ニ対シ訴ヲ提起シタル事 ナシ

組合ヲ組織セル営業ニ関スル商況